

加古川市強靱化計画

令和2年6月

(令和3年12月更新)

加古川市

< 目 次 >

内容

I	はじめに.....	1
1	趣旨.....	1
2	計画の位置づけ.....	1
3	計画期間.....	1
II	基本的考え方.....	2
1	基本目標.....	2
2	強靱化を推進する上での基本方針.....	2
3	特に配慮すべき事項.....	3
III	リスクに対する脆弱性評価.....	4
1	評価の枠組み及び手順.....	4
2	評価の結果（別紙１）.....	10
IV	強靱化に向けた推進方針.....	11
1	「起きてはならない最悪の事態」別推進方針.....	11
2	「横断的分野」別推進方針.....	40
V	計画の推進.....	44

（別紙１）脆弱性評価結果

I はじめに

1 趣旨

平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災は、我が国において、社会経済的な諸機能が高度に集積する都市を直撃した初めての直下型地震であった。6,000 名を超える死者のうち直接死の約 8 割が倒壊家屋による圧迫等が原因で亡くなり、密集市街地を中心とした大規模な市街地延焼火災の発生、高速道路の高架橋の倒壊等、多大な人的、物的被害が発生した。

また、平成 23 年 3 月の東日本大震災は、想定外の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱性を顕在化させた。

さらに、平成 30 年は、大阪府北部地震、7 月豪雨、台風 20 号及び台風第 21 号により、被害が発生し、新たな課題が浮き彫りになるとともに、近い将来の発生が確実視される南海トラフ地震への備えが喫緊の課題となっている。

こうした経験と教訓を踏まえ、兵庫県においては、減災を基本に、津波防災インフラ整備計画や山地防災・土砂災害対策 5 箇年計画などにに基づき施設整備を推進するとともに、「忘れない」、「伝える」、「活かす」、「備える」総合的な対策を進めている。また、平成 30 年の災害などを受け、分野別計画の改定、高潮対策計画の策定を行っているところである。

一方、国においては、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（国土強靱化基本法）」が施行され、平成 26 年 6 月には「国土強靱化基本計画」が策定されている。平成 30 年 12 月には、社会情勢の変化等を踏まえた脆弱性評価結果や、平成 30 年 7 月豪雨等をきっかけとした重要インフラの緊急点検結果を反映させ、計画が見直された。こうした国の動向を踏まえ、兵庫県においては、阪神・淡路大震災の経験と教訓に基づくこれまでの取組を再点検する脆弱性評価を実施するとともに、強靱化に向けた今後の推進方針と目標を定める「兵庫県強靱化計画」が令和 2 年 3 月に改訂された。

本市においては、国の国土強靱化基本計画及び兵庫県の国土強靱化地域計画との整合に留意しつつ、加古川市における国土強靱化地域計画として「加古川市強靱化計画」を定めるものである。

2 計画の位置づけ

国土強靱化基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定する。

3 計画期間

令和 2 年度から概ね 5 年とする。

Ⅱ 基本的考え方

1 基本目標

本市が強靱化を推進する上での基本目標として、

- ①人命の保護を最大限図ること
- ②市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④迅速に復旧復興すること

の4つを掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

2 強靱化を推進する上での基本方針

人口減少下において地域の元気づくりを進めるには、安全・安心の確保が重要な基盤となる。本市の強靱化は、大規模自然災害等への対応のほか、大規模自然災害等がもたらす経済的リスクの軽減や、インフラ整備及び新技術開発等を通じて、経済効果を生み出すものである。施策の推進に当たっては、阪神・淡路大震災の経験と教訓、東日本大震災など、これまでに発生した数々の災害から得られた知見を踏まえて取り組むこととする。

こうしたことから、本市における強靱化を推進する上での基本方針は、国土強靱化基本計画及び兵庫県強靱化計画が掲げる基本方針との整合を図ることを基本とし、次のとおりとする。

（１）長期的観点からの推進

- ・本市の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討し、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- ・大規模自然災害等が発生しても機能不全に陥らない地域・経済社会システムの確保に当たっては、平時における状況変化への対応力や生産性・効率性の向上にも資するように取り組む。

（２）各主体及び地域間連携の推進

- ・強靱化に向けた取組の実施主体は、市だけでなく国、兵庫県、事業者、市民等の多岐にわたることから、関係者相互における連携協力を一層強化して推進する。
- ・被災地支援（応援）や本市が被災した場合の応援の受入れ（受援）、自治体間の相互応援協定により、広域的な応援・受援機能を充実させ、巨大災害に備える。

（３）効果的な施策の推進

- ・想定される被害や地域の状況に応じて、防災施設の整備等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ・自分の身は自分で守る「自助」及び互いに助け合って守る「共助」からなる地域防災力の向上と、「公助」の機能強化を適切に組み合わせ、官（市、県、国）と民（事業者、市民）が役割分担して取り組む。
- ・各施設や取組が非常時に効果を発揮するだけでなく、平時においては地域社会等で有効に活用される対策となるように取り組む。
- ・人口減少社会の到来と少子・高齢化の一層の進展など、本市を取り巻く社会情勢に対応した施策を推進する。

(4) 効率的な施策の推進

- ・限られた財源の中、既存の社会資本を有効活用することで、費用を縮減しつつ、効率的に施策を推進する。
- ・計画的な定期点検の実施や予防保全の推進、適切な時期の更新等により、効率的な施設の維持管理を推進する。

3 特に配慮すべき事項

(1) 平成 30 年 6 月以降の災害からの教訓を踏まえた対策

平成 30 年は、大阪府北部を震源とする地震、7 月豪雨、台風 20 号、台風第 21 号、北海道胆振東部地震等の相次ぐ災害に見舞われたことを受け、国は「重要インフラの緊急点検」を実施し、生命や財産の保護に加えて、国民の暮らしや経済活動を支える重要なインフラの機能を、災害に対して維持する必要があることについて、多くの教訓を得た。以下に、本市にも関わりのある具体的事例を示す。

- ・河川が氾濫した場合に湛水深が深くなり、甚大な人命被害等が生じる恐れがある区間への対応が必要であること
- ・土砂災害へのソフト対策について、災害リスク情報の整備や土砂災害に関する情報を改善していく必要があること
- ・幹線道路等の法面・盛土について、鉄道近接や広域迂回など社会的影響が大きい箇所において、土砂災害等に対応した道路法面・盛土対策等を行う必要があること
- ・ブロック塀等の倒壊や多発した小規模ため池の決壊等への課題に対応する必要があること
- ・気象情報や避難情報等の防災情報を、住民の避難行動に確実に結び付ける必要があること
- ・電柱が倒壊し、道路が閉塞することによる復旧活動の阻害や、電線が寸断され、停電が発生するなどの課題に対応する必要があること

(2) 兵庫県強靱化計画との協調

地域が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえて、地方公共団体が国土強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進することは、地域住民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりにも資するものであり、極めて重要である。

そのため、国及び兵庫県の計画策定・改定の動向を注視しつつ、兵庫県強靱化計画と協調して強靱化施策を推進し、災害に強い加古川市を目指す。

Ⅲ リスクに対する脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

強靱化を図るため、想定するリスクに対し、現状の取組や施策における課題（脆弱性）を点検する。

（１）想定するリスク

本計画では、市民生活及び地域経済に大きな影響を及ぼすリスクとして、南海トラフ地震、山崎断層帯（主部南東部及び草谷断層）に加え、風水害による豪雨、土砂、高潮災害を想定する。

<参考>過去の地震災害及び風水害の発生状況（加古川市地域防災計画より）

兵庫県内が震央となり震度５以上を与えたと推定される地震

番 号	発生年月日	規 模 (マグニチュード)	震 央
○１	８６８．８．３	７．１	姫路、加古川、高砂市接合地点付近
○２	１８６４．３．６	６．１／４	加古川上流杉原谷付近
○３	１９１６．１１．２６	６．１	明石海峡付近
○４	１９２５．５．２３	６．８	豊岡市付近
５	１９４９．１．２０	６．３	香住町付近
６	１９６１．５．７	５．９	佐用郡南光町
７	１９８４．５．３０	５．６	安富町南部
◎８	１９９５．１．１７	７．２	淡路島北端部海域
○９	２０１３．４．１３	６．３	淡路島付近

※ ○は震度６以上の推定、◎は震度７

加古川市内で甚大な被害を記録した地震災害

番 号	地震の名称	加古川市内での 被害状況	備 考
◎８	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	○家屋被害 半壊 １３棟 一部損壊 ３,１０９棟 ○人的被害 死者 ２名 重傷者 ４名 軽傷者 １１名	

風水害の履歴

発生年月日	水害の名称	加古川市内での 被害状況	備 考
昭和 20 年 10 月 8 日 ～11 日	阿久根台風	家屋流出 50 戸 家屋浸水 400 戸 死者 31 名	総雨量 350.0 mm

発生年月日	水害の名称	加古川市内での 被害状況	備 考
昭和 26 年 7 月 15 日	豪雨	家屋半壊 1 戸 床上浸水 15 戸 床下浸水 417 戸	
昭和 26 年 10 月 15 日	ルース台風	家屋全壊 26 戸 半壊 9 戸 床上浸水 7 戸 堤防決壊 7 ヶ所	
昭和 27 年 7 月 2 日	豪雨	床上浸水 70 戸 床下浸水 708 戸 橋梁流失 1 ヶ所 堤防決壊 9 ヶ所	
昭和 27 年 7 月	豪雨	床上浸水 250 戸 床下浸水 1,800 戸 橋梁流失 1 ヶ所 堤防決壊 11 ヶ所	
昭和 28 年 9 月 25 日	台風第 13 号	家屋半壊 66 戸 床上浸水 23 戸 床下浸水 464 戸	
昭和 29 年 7 月	豪雨	床下浸水 454 戸 橋梁流失 2 ヶ所 堤防決壊 9 ヶ所	
昭和 36 年 6 月 24 日 ～28 日	豪雨	家屋半壊 1 戸 床上浸水 2,077 戸 床下浸水 7,213 戸 道路決壊 5 ヶ所 田畑冠水 3,700ha 橋梁流失 2 ヶ所 堤防決壊 4 ヶ所	総雨量 296.6 mm
昭和 36 年 9 月 16 日	台風第 18 号 (第 2 室戸台 風)	家屋全壊 3 戸 家屋半壊 50 戸 床上浸水 30 戸 床下浸水 324 戸 堤防決壊 2 ヶ所	総雨量 182.3 mm
昭和 40 年 9 月 10 日 ～17 日	台風第 23 号 台風第 24 号	家屋全壊 98 世帯 家屋半壊 304 世帯 床上浸水 412 世帯 床下浸水 12,364 世帯 堤防決壊 2 ヶ所 人的被害 死者 3 名 重症 6 名 軽症 38 名	台風 24 号 総雨量 433.2 mm

発生年月日	水害の名称	加古川市内での 被害状況	備考
昭和 49 年 7 月 7 日	台風第 8 号	床下浸水 438 棟 堤防決壊 2 ヶ所 (新井用水)	雨量 7 月 6 日～7 日 76.5 mm
昭和 49 年 9 月 9 日	台風第 18 号	床上浸水 5 棟 床下浸水 506 棟	雨量 9 月 8 日～9 日 146.5 mm
昭和 51 年 9 月 8 日 ～14 日	台風第 17 号	床下浸水 442 棟 道路決壊 16 ヶ所 崖崩れ 4 ヶ所	総雨量 396 mm
昭和 58 年 9 月 28 日	台風第 10 号	床上浸水 16 棟 床下浸水 45 棟 加古川右岸 上荘町都染 (洗掘により長さ 10m 幅 8m にわたって堤防 が一部崩壊)	総雨量 185 mm
平成 2 年 9 月 17 日 ～19 日	台風第 19 号	床上浸水 26 棟 床下浸水 487 棟	総雨量 333.5 mm
平成 16 年 10 月 20 日	台風第 23 号	住家半壊 10 棟 一部損壊 21 棟 床上浸水 66 棟 床下浸水 219 棟 道路冠水 多数	総雨量 149 mm 避難勧告 神野町西之山、別府町新野辺北町 2 丁目、8 丁目付近、上荘町小野
平成 23 年 9 月 4 日	台風第 12 号	住家全壊 1 棟 半壊 4 棟 床上浸水 146 棟 床下浸水 487 棟 人的被害 死者 1 名 軽症 1 名	雨量 時間最大雨量(志方観測所) 1 時～2 時 69 mm 累加雨量 350 mm 記録的短時間大雨情報 受信 9 月 4 日 1 時 55 分 加古川市付近で約 100 mm 避難勧告 西神吉町岸、辻、大国(法華山谷 川避難判断水位超) 避難指示 志方町行常、東飯坂、東中、 その他菖蒲池下流住民(菖蒲 池決壊のおそれ)
平成 23 年 9 月 20 日	台風第 15 号	床下浸水 12 棟	雨量 136 mm 避難勧告 平荘町養老、山角(本流水位上昇 に備えて)加古川町大野(大野付 近の五ヶ井用水の水位上昇)

発生年月日	水害の名称	加古川市内での 被害状況	備考
平成 25 年 9 月 15 日 ～16 日	台風第 18 号	床下浸水	避難準備情報 平荘町養老・山角（本流水位上昇に備えて）、加古川町大野
平成 28 年 9 月 20 日	台風第 16 号		避難準備情報 神野町、八幡町、上荘町、平荘町、東神吉町、西神吉町、志方町（土砂災害の警戒）
平成 29 年 10 月 22 日	台風第 21 号		避難準備・高齢者等避難開始 神野町西条、八幡町中西条、平荘町、上荘町、東神吉町神吉・天下原・升田、西神吉町辻・宮前、志方町（土砂災害の警戒）
平成 30 年 7 月 5 日 ～8 日	平成 30 年 7 月 豪雨	床下浸水 8 棟	雨量 5～8 日累加雨量 328 mm 避難準備・高齢者等避難開始 神野町西条、八幡町中西条、平荘町、上荘町、東神吉町神吉・天下原・升田、西神吉町辻・宮前、志方町（土砂災害の警戒） 避難勧告 加古川町、神野町、新神野、野口町、尾上町、別府町、八幡町、平荘町、上荘町、東神吉町、西神吉町各町の一部及び米田町（加古川本流国包氾濫危険水位 4.7m を超過）
平成 30 年 8 月 23 日 ～24 日	台風第 20 号	住家被害 なし 人的被害 なし	雨量 時間最大雨量（八幡町中西条） 0 時 34 mm 累加雨量 108 mm 避難準備・高齢者等避難開始 市内沿岸部の尾上町、別府町、金沢町（高潮警報発表による警戒）
平成 30 年 9 月 4 日	台風第 21 号	住家被害 なし 人的被害 重症 1 名 軽症 2 名	雨量 累加雨量 50 mm 避難準備・高齢者等避難開始 市内沿岸部の尾上町、別府町、金沢町（高潮警報発表による警戒）

（２）起きてはならない最悪の事態の設定

８つの「事前に備えるべき目標」とともに、その妨げになるものとして４０の「起きてはならない最悪の事態」を設定する。

（３）横断的分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」全般に係る横断的分野として、「リスクコミュニケーション」「人材育成」「官民連携」「老朽化対策」「広域連携」の５分野を設定した。

（４）評価の実施手順

- ①起きてはならない最悪の事態を回避するための観点から、市が現在実施している施策を整理点検する。
- ②各施策の推進状況を踏まえ、最悪の事態を回避することが可能か分析する。
- ③最悪の事態の回避に向け、今後の施策の推進方向を検討する。
- ④施策の進捗状況を表す指標を設定する。

【基本目標、事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態】

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	孤立集落等の同時発生
		2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な被害
		5-3	コンビナート施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-5	食料等の安定供給の停滞
		5-6	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガス、サプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	交通インフラの大規模かつ長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大
		7-6	農地・森林等の被害による市域の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響

2 評価の結果（別紙1）

脆弱性評価の結果について、主なポイントは次のとおりである。

（1）インフラの防災対策整備をさらに推進すること

- 生活・社会基盤の耐震化
- 防潮堤の整備等、津波対策
- 災害時の輸送を支える道路ネットワークの構築
- 港湾機能の強化
- 治水対策・山地防災・土砂災害対策

（2）市民と行政の災害対応力を向上させること

- 庁舎等の耐震化
- 関係機関の連携による救助・救急体制の整備
- 情報の収集、共有、発信力の強化
- ハザードマップ等の作成及び周知
- 避難体制の確保、訓練の実施
- 地域防災組織の充実
- 食料、燃料等の備蓄
- 災害対応の担い手となる人材の育成
- 防災関連機関、公益的事業を営む企業と市の連携強化

（3）早期に復旧復興体制を整えること

- 事業所のBCP（事業継続計画）策定
- 災害廃棄物処理体制の確保
- 復旧・復興を担う人材の育成
- 災害ボランティア活動支援体制の確保
- 市域を越えた連携強化

Ⅳ 強靱化に向けた推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、以下の方針により施策を推進する。

1 「起きてはならない最悪の事態」別推進方針

※重要業績指標について：目標値（目標年度）を具体的に設定していない指標は、参考として現状値を記載

（１）直接死を最大限防ぐ

（１－１）住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

重要業績指標

- 住宅の耐震化率：81.1%（H25）→ 97%（R7）【都市計画部】
- 多数利用建築物の耐震化率：87.8%（H27）→97%（R7）【都市計画部】
- 市営住宅の耐震化率：97%（H30）→ 100%（R1）【都市計画部】
- 公共施設の耐震化率：95.6%（R1）→ 100%（R8）【企画部】
- 医療施設の耐震化率：100%（R1）→ 100%の維持【健康医療部】
- 学校施設等の耐震化率：100%（H30）→100%の維持【こども部】【教育総務部】
- 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、補修が必要な橋長 15m以上の橋梁（歩道橋を含む）16 橋の補修進捗率:100%（R6）【建設部】
- 無電柱化着手延長：0.77 km【建設部】

a. 住宅・建築物等の耐震化

- 住宅・建築物の耐震化に向け、県と連携し、専門家による耐震診断、耐震改修等への助成や意識啓発活動等の対策を進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。【都市計画部】
- 大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地については、その存在を市民に周知し、防災意識を向上させるほか、安全性確認のために必要な調査等により宅地の防災対策に取り組む。【都市計画部】
- 市営住宅の耐震性維持に向け、適正な維持管理を進めるため、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業を推進する。【都市計画部】

b. 多くの利用者がある建築物、医療施設、学校施設等の耐震化

- 災害時の災害応急対策の活動拠点や被災者の救護の拠点、避難所等としての重要な機能を担う市有施設について、耐震改修等の耐震化整備を計画的に推進する。【企画部】
- 多数利用建築物の耐震化を進めるため、県と連携し耐震化への助成や意識啓発活動等の対策を推進する。【都市計画部】
- 加古川中央市民病院をはじめ、市関連医療施設については、大規模地震に対して、今後も十分な耐震性が確保できるよう、引き続き維持、補修を行う。【健康医療部】

- 学校施設、学校給食センター並びに教育・保育施設及び地域型保育事業所（以下「学校施設等」という。）については、大規模地震に対して、今後も十分な耐震性が確保できるよう、引き続き維持、補修を行うとともに、老朽化等に対応し、防災機能を強化するため、計画的な予防保全及び長寿命化改修等を推進する。【こども部】【教育総務部】

c. 交通施設、沿道建築物の耐震化

- 被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊の恐れがある橋梁、及び緊急輸送道路の橋梁のうち路面に段差ができるなど、通行不可能となる恐れがある橋梁においては、必要に応じて耐震化を進める。【建設部】
- 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進するため、必要に応じ、建築物所有者に対し、指導・助言を行う。【都市計画部】
- 都市の防災機能の強化等を目的に、市街地の幹線道路等の無電柱化を進める。【建設部】
- 鉄道駅は、多くの乗客が利用するとともに、災害時には一時避難所の機能も有する交通施設であるため、鉄道事業者が行う鉄道駅の耐震化を、県と連携して支援する。【都市計画部】

d. 危険空家の除却

- 「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「加古川市空家等の適正管理に関する条例」に基づき策定した加古川市空家等対策計画に基づき、計画的に対策を推進する。【都市計画部】

（１－２）密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

重要業績指標

- 多数利用建築物の耐震化率：87.8%（H27）→97%（R7）【都市計画部】
- 公共施設の耐震化率：95.6%（R1）→100%（R8）【企画部】
- 医療施設の耐震化率：100%（R1）→100%の維持【健康医療部】
- 学校施設等の耐震化率：100%（H30）→100%の維持【こども部】【教育総務部】

a. 密集市街地の改善

- 大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地の改善のため、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る。【都市計画部】
- 防災上危険な密集市街地で総合的な整備を促進する。【都市計画部】
- 都市の中心市街地等における細分化された土地については、建築物、公共施設等の整備を行い、土地の合理的かつ健全な高度利用と公共空地の確保等の都市機能の更新を図るため、市街地整備事業等を推進する。【都市計画部】
- 地震等による大規模火災に対応するために、耐震性を有する防火水槽の整備を推進する。【消防本部】

b. 多くの利用者がある建築物、医療施設、学校施設等の耐震化

- 災害時の災害応急対策の活動拠点や被災者の救護の拠点、避難所等としての重要な機能を担う市有施設について、耐震改修等の耐震化整備を計画的に推進する。【企画部】
- 多数利用建築物の耐震化を進めるため、県と連携し耐震化への助成や意識啓発活動等の対策を推進する。【都市計画部】
- 加古川中央市民病院をはじめ、市関連医療施設については、大規模地震に対して、今後も十分な耐震性が確保できるよう、引き続き維持、補修を行う。【健康医療部】
- 学校施設等については、大規模地震に対して、今後も十分な耐震性が確保できるよう、引き続き維持、補修を行うとともに、老朽化等に対応し、防災機能を強化するため、計画的な予防保全及び長寿命化改修等を推進する。【こども部】【教育総務部】

(1-3) 津波等による多数の死傷者の発生

重要業績指標

- 防潮扉等閉鎖訓練等の実施：年1回以上実施【建設部】
- 避難判断マニュアルの策定（R2）【防災部】
- 市津波対策マニュアルの策定：地域防災計画に盛り込み済【防災部】
- 指定緊急避難場所の指定：指定済【防災部】
- 市総合防災訓練一般来場者数：350人（R1）→500人（R2）【防災部】
- 児童の引き渡し訓練を行った小学校の割合：97%（H30）→100%（R2）【教育総務部】【教育指導部】
- 地域や関係機関等と連携した防災訓練を行った学校（小中学校）の割合：63%（H30）→75%（R7）【教育指導部】
- 市総合ハザードマップの改定・配布（R2）【防災部】

a. 陸^{りく}閘^{かく}等の迅速かつ確実な閉鎖

- 津波の到達時間が短い地域等において、津波発生時に陸^{りく}閘^{かく}等を迅速・確実に閉鎖するため、施設の自動化・遠隔操作化・電動化を促進する。【建設部】

b. 防潮堤等の越流・引波対策、沈下対策

- レベル2津波（最大クラスの津波）が越流する区間の防潮堤等について、水たたき補強、基礎部補強など、できるだけ壊れにくい構造へ強化を図る。また、地震動により防潮堤等の沈下が著しい箇所において、機能が損なわれないよう、沈下対策を促進する。【建設部】

c. 防潮水門の耐震補強

- 津波発生時に防潮水門の機能が維持できるよう、耐震補強を促進する。【建設部】

d. 避難体制の確保・訓練の実施

- 風水害からの避難を確実にを行うため、避難判断ガイドライン等に基づき避難指示等の避難情報を適時適切に発令する。【防災部】
- 市総合防災訓練について、多数の住民が参加できるよう、実施方法や訓練内容を工夫するとともに、各地域で実施される防災訓練への積極的な参加を促進する。【防災部】
- 地域特性に応じた住民等の避難に資するよう、避難場所等を明示した市総合ハザードマップの市民周知を行う。【防災部】
- 児童の安全確保のため、全小学校での引き渡し訓練の実施を進める。【教育指導部】
- 地域の災害特性を踏まえ、地域や関係機関等と学校が連携した実践的な防災訓練等の実施を全ての学校で進める。また、学校と連携した実践的な防災訓練等の実施を全ての児童クラブで進める。【教育指導部】

e. 津波ハザードマップの策定

- 地域特性に応じた住民等の避難に資するよう、避難場所等を明示した市総合ハザードマップの市民周知を行う。【防災部】

(1-4) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

重要業績指標

- 河川整備計画における計画的に整備を進める区間の整備延長：1.5 km→ 2.5 km 【建設部】
- 市管理河川における改修延長：1.5km→2.5km 【建設部】
- 下水道による都市浸水対策の達成率：45.6%(R2)→50.0%(R6)
- ため池改修と併せた事前放流施設の整備箇所数：0 箇所（H26）→ 3 箇所（R1）【産業経済部】
- 市総合ハザードマップの改定・配布（R2）【防災部】
- 情報収集・伝達マニュアルの策定（R2）【防災部】

a. 総合的な治水対策

- 国・県との連携のもと河川整備や河道掘削等、抜本的な河川対策を促進する。また、市街地における雨水幹線や関連施設整備を進めるとともに、近年、多発する局地的豪雨による浸水被害を軽減するため、雨水貯留浸透施設の整備やため池の事前放流などによる河川や水路への流出を抑制する流域対策を含めた総合的な治水対策を進める。【産業経済部】【建設部】【上下水道局】
- 洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップの市民周知、防災情報に関する伝達機能の高度化、地域の水防活動能力の強化等のソフト対策を組み合わせる。【防災部】【消防本部】
- 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、市内の河川において、ハード・ソフト対策を一体的に推進する。【建設部】
- 洪水ハザードマップの更なる普及浸透及び住民等の水害に対する危機意識の醸成を図るため、浸水による想定浸水深を表示した看板を設置する。【防災部】

b. 高潮対策

- 沿岸部を高潮対策から守るために、県との連携のもと、排水機場、防潮水門及び防潮堤防の整備や維持管理を促進する。【建設部】

c. 減災のためのソフト対策

- 洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップの市民周知、防災情報に関する伝達機能の高度化、地域の水防活動能力の強化等のソフト対策を組み合わせる。【防災部】【消防本部】
- 市ホームページ、防災ネットかこがわや SNS など多様な情報伝達・収集手段を活用し、台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化を図る。【企画部】【防災部】

(1-5) 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

重要業績指標
○ 情報収集・伝達マニュアルの策定（R2）【防災部】 ○ 土砂災害パトロールの実施（R2）【建設部】 ○ 市総合ハザードマップの改定・配布（R2）【防災部】 ○ ため池改修事業着手箇所数(暫定改修を除く)：6 箇所（H26）→ 10 箇所（R2）【産業経済部】

a. 台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化

- 市ホームページ、防災ネットかこがわや SNS など多様な情報伝達・収集手段を活用し、台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化を図る。【企画部】【防災部】
- 決壊した場合に、生命及び財産に被害を及ぼす可能性のある防災重点ため池の位置を、市総合ハザードマップで明示する。また、機能の低下したため池については、管理方策などを記載した「ため池保全計画」の作成とそれに基づく管理を促す。【産業経済部】【防災部】

b. 山地防災・土砂災害対策

- 土砂災害が発生した場合には、県などの関係機関と速やかに情報共有を図るなど、市民の安全確保に努める。【建設部】

c. ため池対策

- ため池の決壊による災害を未然に防止するため、危険度の高いため池の改修を推進する。【産業経済部】
- 決壊した場合に、生命及び財産に被害を及ぼす可能性のある防災重点ため池の位置を、市総合ハザードマップで明示する。【防災部】

(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

(2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

重要業績指標
○ 保存食総数：110,500 食 (R2) 【防災部】 ○ 災害用毛布総数：35,399 枚 (R2) 【防災部】 ○ 応急用食料の確保体制及び連絡手段の確認：年 1 回実施 【防災部】 ○ 浄水施設の耐震化率：12.1% (H30) →78% (R10) 【上下水道局】 ○ 配水池の耐震化率：21.5% (H30) →100% (R10) 【上下水道局】 ○ 基幹管路の耐震化率：24.2% (H30) →50% (R10) 【上下水道局】 ○ 配水支管の耐震化率：27.3% (H30) →30% (R10) 【上下水道局】 ○ 事業中の幹線街路延長に対する整備率：83% (H30) →87% (R10) ※県施行を含む 【建設部】 ○ 狭あい道路や踏切等の改良における事業進捗率：各事業年度 100% 【建設部】 ○ 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、補修が必要な橋長 15m以上の橋梁（歩道橋を含む）16 橋の補修進捗率:100% (R6) 【建設部】 ○ 無電柱化着手延長：0.77 km 【建設部】 ○ 林道開設路線数：2 路線（開設済み）【産業経済部】 ○ 自主防災組織補助金交付件数：年 25 件 (R6) 【防災部】 ○ 太陽光発電設備導入件数：累計 10 千件 (R2) 【環境部】

a. 食料、飲料水の供給体制の確保

- 現物備蓄及び流通在庫備蓄により、食料、生活必需物資の供給体制を整備する。【防災部】
- 応急用食料について、平素から協定業者等の在庫量の把握に努めるとともに、要請に基づいて確保・供給を依頼する。【防災部】
- 兵庫県が実施する「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づく実務訓練や情報伝達訓練を活用し、大規模災害時の受援対応力の強化を図る。【防災部】【上下水道局】

b. 水道施設の耐震化等

- 水道施設については、最大級の大規模地震に対しても浄水機能等に重大な影響を及ぼさないよう、計画的に耐震性能の向上に努める。【上下水道局】
- 水道管路については、市民生活に影響が大きい基幹管路を優先し、計画的に耐震化を進める。【上下水道局】

c. 輸送路の確保・道路交通機能の強化

- 緊急輸送道路を含む市内の交通ネットワークの整備・強化のため、広域圏の骨格を形成する主要幹線道路及び市内の骨格を形成する幹線道路の整備を推進するとともに、播磨臨海地域道路の早期実現を目指す。また、地域ニーズに対応した狭あい道路や連続立体交差事業による踏切の解消などにより、避難経路の確保に向けた道路環境の整備を推進する。更に、民間開発においても、

防災上の観点から適切な道路環境となるよう指導する。【都市計画部】【建設部】

- 被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊の恐れがある橋梁、及び緊急輸送道路の橋梁のうち路面に段差ができるなど、通行不可能となる恐れがある橋梁においては、必要に応じて耐震化を進める。【建設部】
- 緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策を進める。【建設部】
- 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化を行うとともに、洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める。【建設部】
- 早期に緊急輸送道路をはじめとする道路の機能を確保するため、関係機関と連携し、迅速に道路啓開・復旧を行う。【建設部】
- 既存林道の維持管理に努める。【産業経済部】

d. 各家庭、避難所等における食料・燃料備蓄量の確保

- 市民が各家庭や職場で、平時から最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、自主防災組織や町内会等を通じて啓発するとともに、事業所等における物資の確保についても啓発する。【防災部】
- 市民の安定的電源確保等に資する太陽光発電設備等の導入を促進する。【環境部】
- 市民それぞれが家庭や職場で備蓄することを前提に、備蓄計画に基づき、避難所における物資の備蓄を進める。【防災部】

(2-2) 孤立集落等の同時発生

重要業績指標

- 事業中の幹線街路延長に対する整備率：83%（H30）→87%（R10）※県施行を含む【建設部】
- 狭あい道路や踏切等の改良における事業進捗率：各事業年度 100%【建設部】
- 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、補修が必要な橋長 15m以上の橋梁（歩道橋を含む）16 橋の補修進捗率:100%（R6）【建設部】
- 無電柱化着手延長：0.77 km【建設部】
- 林道開設路線数：2 路線（開設済み）【産業経済部】

a. 道路交通機能の強化

- 緊急輸送道路を含む市内の交通ネットワークの整備・強化のため、広域圏の骨格を形成する主要幹線道路及び市内の骨格を形成する幹線道路の整備を推進するとともに、播磨臨海地域道路の早期実現を目指す。また、地域ニーズに対応した狭あい道路や連続立体交差事業による踏切の解消などにより、避難経路の確保に向けた道路環境の整備を推進する。更に、民間開発においても、防災上の観点から適切な道路環境となるよう指導する。【都市計画部】【建設部】
- 被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊の恐れがある橋梁、及び緊急輸送道路の橋梁のうち路面に段差ができるなど、通行不可能となる恐れがある橋梁においては、必要に応じて耐震化を進める。【建設部】
- 緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策を進める。【建設部】

- 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化を行うとともに、洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める。【建設部】
- 既存林道の維持管理に努める。【産業経済部】

(2-3) 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

重要業績指標
○ 災害対策本部等代替施設の検討 (R2) 【防災部】 ○ 消防団員数：1,147 人 (R1) → 定数 1,200 人に対し、95.6%を維持 【消防本部】 ○ 兵庫県消防学校「指揮幹部科」(消防団員対象) 入校者数：4 人 (H30) → 4 人 (R1) 【消防本部】 ○ 自主防災組織参加町内会数：全町内会数 (R2) 【防災部】 ○ 消防吏員の「初任科」入校者数：14 人 (H30) → 14 人 (R1) 【消防本部】 ○ 自主防災組織補助金交付件数：年 25 件 (R6) 【防災部】 ○ 防災士育成事業補助金交付件数：年 15 件 (R6) 【防災部】 ○ 加古川市防災会議の開催：年 1 回以上 【防災部】

a. 消防等の災害対応力強化

- 解体予定施設等を活用したブラインド方式による実戦的な救出救助訓練を継続実施し、隊員全体の練度向上を図る。【消防本部】
- 市役所庁舎が使えない場合を想定した災害対策本部移設訓練を実施し、迅速な本部機能の移転と代替施設の非常電源、通信状況、回線等の確認を実施する。【防災部】
- 消防に関する事項についての指導、助言等により、市の消防力強化を促進する。【消防本部】
- 地震等による大規模火災に対応するために、耐震性を有する防火水槽の整備を推進する。【消防本部】
- 緊急消防援助隊に係る車両を整備し登録するとともに、ブロック訓練への参加を通して、他都道府県との連携強化を図る。【消防本部】
- 高機能消防指令システムの機能を維持し、さらなる機能向上を図る。【消防本部】

b. 地域の防災組織の災害対応力強化

- 市が行う消防団の充実強化の取組や自主防災組織育成の取組を支援する。【防災部】【消防本部】
- 市民が、自助・共助により主体的に生命・財産を守る行動を実践するために、自主防災組織の活性化を図る。【防災部】

c. 防災関係機関との連携強化・訓練

- 平時から、関係機関との連携を密にし、情報の共有化や連携強化を図るとともに、市総合防災訓練においては、地域の特性や様々な被害を想定した実践的な訓練を実施する。【防災部】
- 防災関連機関や公益的事業を営む企業が一堂に会する加古川市防災会議及び加古川市国民保護協議会を開催し、連携や防災体制の充実強化を図る。【防災部】
- 緊急消防援助隊に係る車両を整備し登録するとともに、ブロック訓練への参加を通して、他都道府県との連携強化を図る。【消防本部】

(2-4) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

重要業績指標

- 加古川市防災会議の開催：年1回以上【防災部】

a. 帰宅困難者対策の推進

- 輸送事業者との協力関係の構築、帰宅困難者への代替輸送手段の周知等に係る具体的手順など、国、県及び関係機関や輸送事業者と連携する。【防災部】

(2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

重要業績指標

- 救急救命士養成数：3名（R1）→ 救急隊の状況を踏まえ養成【消防本部】
- 事業中の幹線街路延長に対する整備率：83%（H30）→87%（R10）※県施行を含む【建設部】
- 狭あい道路や踏切等の改良における事業進捗率：各事業年度100%【建設部】
- 無電柱化着手延長：0.77km【建設部】
- 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、補修が必要な橋長15m以上の橋梁（歩道橋を含む）16橋の補修進捗率:100%（R6）【建設部】

a. 救急・医療体制の充実

- 兵庫県消防学校救急救命士養成課程へ職員を派遣し、救急救命士の養成に努め、救急隊への配置充実を図る。【消防本部】
- 大規模な災害の発生時に備えるため、災害対応病院である加古川中央市民病院や医師会等との連携協力体制を堅持するとともに、平常時から医薬品の備蓄、衛生資器材等の確保に努める。【健康医療部】【消防本部】
- 大規模災害時において被災者に対し適切な福祉支援が行えるよう、被災地外から広域的に福祉人材を派遣する仕組みとして、災害ボランティアセンターを設置する加古川市社会福祉協議会の福祉支援ネットワーク構築に対する支援を行う。【福祉部】

b. 緊急輸送道路ネットワーク等の確保

- 緊急輸送道路を含む市内の交通ネットワークの整備・強化のため、広域圏の骨格を形成する主要幹線道路及び市内の骨格を形成する幹線道路の整備を推進するとともに、播磨臨海地域道路の早期実現を目指す。また、地域ニーズに対応した狭あい道路や連続立体交差事業による踏切の解消などにより、避難経路の確保に向けた道路環境の整備を推進する。更に、民間開発においても、防災上の観点から適切な道路環境となるよう指導する。【都市計画部】【建設部】
- 都市の防災機能の強化等を目的に、市街地の幹線道路等の無電柱化を進める。【建設部】
- 被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊の恐れがある橋梁、及び緊急輸送道路の橋梁のうち路面に段差ができるなど、通行不可能となる恐れがある橋梁においては、必要に応じて耐震化を進める。【建設部】

- 緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策を進める。
【建設部】
- 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化を行うとともに、洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める。【建設部】
- 早期に緊急輸送道路をはじめとする道路の機能を確保するため、関係機関と連携し、迅速に道路啓開・復旧を行う。【建設部】

(2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

重要業績指標

- 高齢者インフルエンザワクチンの接種率：毎年 50%以上【健康医療部】
- ポンプ場の耐震化：1カ所（R1）→3カ所（R10）【上下水道局】
- 学校施設のトイレ洋式化率：46.7%（R2）→62.0%（R6）【教育総務部】

a. 疫病・感染症対策に係る体制の構築

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時の咳エチケットや手洗い等の励行や定期予防接種等の広報活動を行うとともに、消毒等の感染症対策活動を実施する。【健康医療部】

b. 下水道施設の機能確保

- 最大級の大規模地震に対しても施設機能に重大な影響を及ぼさないよう、ポンプ場の耐震化を推進する。【上下水道局】

c. 避難所の衛生環境の確保

- 市地域防災計画に基づき、トイレ対策及び廃棄物対策をはじめ、避難所運営担当者へ感染症予防についての助言や、避難者に対して感染症予防の健康教育・健康相談を行う。【環境部】【健康医療部】
- 公民館については、避難所運営マニュアルに定める避難所の機能を担保するため、施設や設備等が確実に使用できるよう計画的に維持管理・更新等を推進する。【教育指導部】
- 学校施設の多くは避難所に指定されており、より良い生活環境を整備するため、トイレの洋式化改修を推進する。【教育総務部】
- 避難所での感染拡大を防止するため、間仕切り等の備蓄を計画的に推進する。【防災部】
- 避難所における感染症の感染リスクを踏まえた避難の呼びかけ、在宅避難や避難所以外への避難（分散避難）の方法について、周知・啓発を実施する。【防災部】

（２－７）劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

重要業績指標

- 学校施設のトイレ洋式化率：46.7%（R2）→62.0%（R6）【教育総務部】
- 公共施設の耐震化率：95.6%（R1）→ 100%（R8）【企画部】

a. 避難所の衛生環境の確保

- 市地域防災計画に基づき、トイレ対策及び廃棄物対策をはじめ、避難所運営担当者へ感染症予防についての助言や、避難者に対して感染症予防の健康教育・健康相談を行う。【環境部】【健康医療部】
- 公民館については、避難所運営マニュアルに定める避難所の機能を担保するため、施設や設備等が確実に使用できるよう計画的に維持管理・更新等を推進する。【教育指導部】
- 学校施設の多くは避難所に指定されており、より良い生活環境を整備するため、トイレの洋式化改修を推進する。【教育総務部】
- 避難所での感染拡大を防止するため、間仕切り等の備蓄を計画的に推進する。【防災部】
- 避難所における感染症の感染リスクを踏まえた避難の呼びかけ、在宅避難や避難所以外への避難（分散避難）の方法について、周知・啓発を実施する。【防災部】

b. 避難所等としての機能を担う市有施設の耐震化

- 災害時の災害応急対策の活動拠点や被災者の救護の拠点、避難所等としての重要な機能を担う市有施設について、耐震改修等の耐震化整備を計画的に推進する。【企画部】

(3) 必要不可欠な行政機能は確保する

(3-1) 被災による警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱

重要業績指標

- 防犯カメラ設置補助箇所数：110 箇所（H26）→254 箇所（R1）【市民協働部】

a. 治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化

- 広く市民に防犯情報の提供を行うため、広報媒体である「ひょうご防犯ネット」の登録者拡大と、防犯ネットワークの拡充を図る。【市民協働部】

(3-2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

重要業績指標

- 本庁舎の耐震化率：100%（R1）→ 100%（R8）【企画部】
- 災害対応マニュアル策定数（災害対策本部の部）：9 部（R1）→13 部（R2）【防災部】
- 災害を想定した図上訓練及び非常参集訓練等の実施回数：1 回／年（R1）→3 回／年（R4）【防災部】
- 防災会議及び国民保護協議会の実施回数：年 1 回→年 1 回以上（継続）【防災部】
- 業務継続計画の充実改定：策定済（H30）→見直しの実施（R6 までに）【防災部】
- 受援体制の整備：受援計画の策定（R3 までに）【防災部】
- 他の自治体が参加する合同訓練（図上・実動）への参加回数：年 1 回以上（継続）【防災部】

a. 本庁舎の建替整備

- 本庁舎について、災害対策拠点としての機能を発揮できる庁舎となるよう、本館については建替えも含めたあり方を検討し、必要な対策を行う。新館及び消防庁舎については、改修等の必要な対策を行う。【企画部】
- 非常用発電機については、非常時の電源確保のため、必要な点検整備を引き続き行う。【防災部】

b. 災害時即時対応体制の強化

- 災害時の緊急事態の発生に備えて、24 時間監視・即応体制を維持するため、消防本部併任職員による休日・夜間の待機体制を継続するとともに、指定動員者等の連絡及び参集に係る訓練・研修を行い、対応の強化、充実に努める。【防災部】
- 職員が災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、災害対応マニュアルを災害対策本部の部ごとに作成し、職場研修等を通じて周知徹底を図るとともに、訓練等を通じて職員の習熟を図り、より実践的なものに練り上げる。【防災部】
- 防災・危機管理担当職員を中心に、各種災害を想定した図上訓練や非常参集訓練等を計画的に実施する。【防災部】
- 防災関連機関や公益的事業を営む企業が一堂に会する加古川市防災会議及び加古川市国民保

護協議会を開催し、連携や防災・危機管理体制の充実強化を図る。【防災部】

- 災害時に庁舎等が被災し、資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合でも、優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、業務継続計画の充実改定に努める。【防災部】
- 大規模災害時に円滑に支援を受け入れ、対策の迅速化を図ることができるよう、受援体制の整備を進める。【防災部】

c. 市域を越えた連携強化

- 兵庫県が実施する他市町との合同訓練等に参加し、連携強化を図る。【防災部】
- 大規模災害時に円滑に支援を受け入れ、対策の迅速化を図ることができるよう、受援体制の整備を進める。【防災部】
- 緊急消防援助隊に係る車両を整備し登録するとともに、ブロック訓練への参加を通して、他都道府県との連携強化を図る。【消防本部】

(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

(4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

重要業績指標

- 無電柱化着手延長：0.77 km 【建設部】

a. 情報通信手段の確保

- 災害情報を収集・発信するフェニックス防災システムについて、端末のUPS電源や、庁舎自家発電機を使って情報通信手段を確保する。また、民間の情報通信手段が遮断された際は、衛星通信ネットワークを防災端末のバックアップ回線として使用する。【防災部】
- 行政情報通信システム（非常時に優先される重要業務等に限る）において、災害による被災状況等（通信途絶、停電等）を踏まえ、緊急時対応計画の点検・見直し、信頼性の高い通信ネットワークの構築、リモートアクセスシステムの活用、非常用電源の整備等の対策により耐災害性の向上を図る。【防災部】
- 高機能消防指令システムの機能を維持し、さらなる機能向上を図る。【消防本部】

b. 電力供給の維持に係るインフラ整備

- 電力等の長期供給停止による情報通信の麻痺・長期停止を発生させないため、道路の無電柱化を行うとともに、洪水・津波・高潮等の地域の防災対策を着実に進める。【建設部】

(4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

重要業績指標

- Lアラート導入：導入済 【防災部】
- 屋外拡声器設置数：15 基 【防災部】
- かこがわ防災アプリのダウンロード数：20 千件（R6）【防災部】
- 防災ネットかこがわ(メール・アプリ合計)の登録者数：40 千件（R6）【防災部】

a. 情報提供手段の確保

- 携帯電話メール、市ホームページ、スマートフォンアプリなどを活用し、市民及び旅行者を含めた避難者に対する情報提供のあり方の検討など、情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を着実に推進する。【企画部】【防災部】

(4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

重要業績指標

- かこがわ防災アプリのダウンロード数：20 千件（R6）【防災部】

- 防災ネットかがわ(メール・アプリ合計)の登録者数：40 千件 (R6)【防災部】
- 職員安否確認システム登録率：100% (R2)【防災部】
- 災害時初動対応訓練の実施：年 1 回以上 (継続)【防災部】
- 河川情報システムの改修率：0%→ 100% (R1)【建設部】
- 避難行動要支援者の個別支援計画の策定 (R5)【防災部】
- 避難行動要支援者の避難訓練の実施：年 1 回以上 (継続)【防災部】

a. 消防、警察等の情報の迅速な伝達と共有

- 携帯電話メール、市ホームページ、スマートフォンアプリ、などを活用し、市民及び旅行者を含めた避難者に対する情報提供のあり方の検討など、情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を着実に推進する。【企画部】【防災部】
- 大津波警報等が発表されたことを認知したときは、発表内容及び津波の到達予想時間等の伝達が、関係所属や現場において勤務している職員へ直ちに情報伝達がなされるよう、情報伝達訓練を実施する。【防災部】
- 職員安否確認システムの運用訓練を実施し、迅速な被害状況の把握や災害対策態勢の立ち上げに向けた検証を実施する。【防災部】
- 公用車への映像情報送信機能の整備や現場に出向した職員が携帯するデータ端末の整備など、ITを活用した情報収集手段の多様化を推進する。また、警察から情報伝達の要請があった場合に対応できるよう連携を図る。【企画部】【防災部】【市民協働部】

b. 雨量、河川水位、土砂災害危険度予測情報等の迅速な伝達と共有

- 河川ライブカメラ、河川水位、土砂災害危険度予測情報等のデータの確実な収集・処理・提供を行うため、システムの機能強化を図るとともに、データの収集・提供に必要な伝送路の冗長化を行う。【防災部】【建設部】

c. 情報収集・提供に係る人材育成

- 「フェニックス防災システム」等により得られた情報の効率的な利活用をより一層充実させるため、操作研修や訓練等を実施する。【企画部】【防災部】【消防本部】

d. 避難行動要支援者の避難支援体制の構築

- 災害時に避難支援を要する者について個別の支援計画を作成し、地域の自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、ケアマネジャーや相談支援専門員が、避難支援者と連携しつつ、災害時の情報提供、安否確認、避難支援等を行う体制を構築する。また、社会福祉施設や医療施設等における入所者及び入院者の避難計画作成を支援する。【防災部】【福祉部】
- 大規模災害発生時における外国人等に対する支援を円滑に行うため、関係機関、ボランティアの協力のもと、多言語支援センター等やさしい日本語及び多言語による情報提供が可能な窓口を開設し、外国人からの相談・問合せに対応する。また、行政窓口等へ通訳ボランティアを派遣する。【市民協働部】

(5) 経済活動を機能不全に陥らせない

(5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

重要業績指標

- 事業所BCP策定率の向上【産業経済部】

a. 市内事業所BCP策定の推進

- 大規模災害により事業の継続が困難となる事態を避けるため、国が定めるガイドラインの普及啓発を図るとともに、経済団体が事業者に対して実施するセミナーや専門家派遣への支援等を通じて、市内中小企業のBCPの策定を促進する。【産業経済部】

(5-2) エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な被害

重要業績指標

- 事業中の幹線街路延長に対する整備率：83%（H30）→87%（R10）※県施行を含む【建設部】
- 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、補修が必要な橋長15m以上の橋梁（歩道橋を含む）16橋の補修進捗率：100%（R6）【建設部】
- 無電柱化着手延長：0.77 km【建設部】
- 国際拠点港湾・重要港湾における港湾BCPが策定されている港湾の割合：0%（H26）→100%（H28）【建設部】

a. 道路交通機能の強化

- 緊急輸送道路を含む市内の交通ネットワークの整備・強化のため、広域圏の骨格を形成する主要幹線道路及び市内の骨格を形成する幹線道路の整備を推進するとともに、播磨臨海地域道路の早期実現を目指す。また、地域ニーズに対応した狭あい道路や連続立体交差事業による踏切の解消などにより、避難経路の確保に向けた道路環境の整備を推進する。更に、民間開発においても、防災上の観点から適切な道路環境となるよう指導する。【都市計画部】【建設部】
- 都市の防災機能の強化等を目的に、市街地の幹線道路等の無電柱化を進める。【建設部】
- 被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊の恐れがある橋梁、及び緊急輸送道路の橋梁のうち路面に段差ができるなど、通行不可能となる恐れがある橋梁においては、必要に応じて耐震化を進める。【建設部】
- 緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策を進める。【建設部】
- 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化を行うとともに、洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める。【建設部】
- 早期に緊急輸送道路をはじめとする道路の機能を確保するため、関係機関と連携し、迅速に道路啓開・復旧を行う。【建設部】

b. 港湾機能の強化

- 東播磨港における港湾施設の多発的同時被災による能力不足、船舶の被災による海上輸送機能の停止への対応を図るため、県と連携し港湾BCPの策定を進める。【建設部】

c. 工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保

- 工場・事業所等において自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を行うよう、啓発を行う。【防災部】

(5-3) コンビナート施設の損壊、火災、爆発等

重要業績指標

- 特定屋外貯蔵タンク（容量1千KL以上）2基の耐震基準適合率：現状（R1）100%→100%の維持【消防本部】

a. 石油コンビナートの消防防災体制の充実強化

- 特別防災区域を管轄する防災関係機関等が連携した総合防災訓練の実施、災害情報の迅速・的確な伝達をはじめ災害対応能力の向上を図る。【防災部】【消防本部】

(5-4) 幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

重要業績指標

- 事業中の幹線街路延長に対する整備率：83%（H30）→87%（R10）※県施行を含む【建設部】
- 狭あい道路や踏切等の改良における事業進捗率：各事業年度100%【建設部】
- 無電柱化着手延長：0.77km【建設部】
- 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、補修が必要な橋長15m以上の橋梁（歩道橋を含む）16橋の補修進捗率：100%（R6）【建設部】
- 国際拠点港湾・重要港湾における港湾BCPが策定されている港湾の割合：0%（H26）→100%（H28）【建設部】

a. 道路交通機能の強化

- 緊急輸送道路を含む市内の交通ネットワークの整備・強化のため、広域圏の骨格を形成する主要幹線道路及び市内の骨格を形成する幹線道路の整備を推進するとともに、播磨臨海地域道路の早期実現を目指す。また、地域ニーズに対応した狭あい道路や連続立体交差事業による踏切の解消などにより、避難経路の確保に向けた道路環境の整備を推進する。更に、民間開発においても、防災上の観点から適切な道路環境となるよう指導する。【都市計画部】【建設部】
- 都市の防災機能の強化等を目的に、市街地の幹線道路等の無電柱化を進める。【建設部】
- 被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊の恐れがある橋梁、及び緊急輸送道路の橋梁のうち路面に段差ができるなど、通行不可能となる恐れがある橋梁においては、必要に

応じて耐震化を進める。【建設部】

- 緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策を進める。
【建設部】

- 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化を行うとともに、洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める。【建設部】

- 早期に緊急輸送道路をはじめとする道路の機能を確保するため、関係機関と連携し、迅速に道路啓開・復旧を行う。【建設部】

b. 港湾機能の強化

- 東播磨港における港湾施設の多発的同時被災による能力不足、船舶の被災による海上輸送機能の停止への対応を図るため、県と連携し港湾BCPの策定を進める。【建設部】

(5-5) 食料等の安定供給の停滞

重要業績指標
○ ため池改修事業着手箇所数(暫定改修を除く): 6箇所 (H26) → 10箇所 (R2) 【産業経済部】
○ 事業中の幹線街路延長に対する整備率: 83% (H30) → 87% (R10) ※県施行を含む 【建設部】
○ 狭あい道路や踏切等の改良における事業進捗率: 各事業年度 100% 【建設部】
○ 無電柱化着手延長: 0.77 km 【建設部】
○ 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、補修が必要な橋長 15m以上の橋梁(歩道橋を含む) 16橋の補修進捗率: 100% (R6) 【建設部】
○ 林道開設路線数: 2路線 (開設済み) 【産業経済部】

a. 食品産業事業者等の災害対応力強化

- ため池などの農業水利施設の点検・診断と耐震化、農道橋等の保全対策を推進するとともに、水産物の流通拠点や生産基盤施設等の耐震化を推進する。また、食品産業事業者の業務継続体制の確立、治山対策、農村の防災対策等を推進する。【産業経済部】

b. 道路等の機能強化

- 緊急輸送道路を含む市内の交通ネットワークの整備・強化のため、広域圏の骨格を形成する主要幹線道路及び市内の骨格を形成する幹線道路の整備を推進するとともに、播磨臨海地域道路の早期実現を目指す。また、地域ニーズに対応した狭あい道路や連続立体交差事業による踏切の解消などにより、避難経路の確保に向けた道路環境の整備を推進する。更に、民間開発においても、防災上の観点から適切な道路環境となるよう指導する。【都市計画部】【建設部】
- 都市の防災機能の強化等を目的に、市街地の幹線道路等の無電柱化を進める。【建設部】
- 被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊の恐れがある橋梁、及び緊急輸送道路の橋梁のうち路面に段差ができるなど、通行不可能となる恐れがある橋梁においては、必要に応じて耐震化を進める。【建設部】
- 緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策を進める。
【建設部】

- 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化を行うとともに、洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める。【建設部】
- 早期に緊急輸送道路をはじめとする道路の機能を確保するため、関係機関と連携し、迅速に道路啓開・復旧を行う。【建設部】
- 既存林道の維持管理に努める。【産業経済部】

(5-6) 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

重要業績指標

- ため池改修事業着手箇所数(暫定改修を除く)：6箇所(H26)→10箇所(R2)【産業経済部】
- 基幹管路の耐震化率：24.2%(H30)→50%(R10)【上下水道局】
- 配水支管の耐震化率：27.3%(H30)→30%(R10)【上下水道局】

a. 水資源の有効利用等の推進

- 渇水時における安定した水の供給が行えるよう、広域的なバックアップとして、県営水道との連携を推進する。【上下水道局】
- 農業用水の利用・管理の効率化と有効活用を図るため、老朽化が進む農業水利施設の整備や漏水防止等の機能保全対策を推進する。【産業経済部】

b. 上水道の耐震化

- 水道管路については、市民生活に影響が大きい基幹管路を優先し、計画的に耐震化を進める。【上下水道局】

(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

(6-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガス、サプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

重要業績指標

- 市総合防災訓練の実施：年 1 回以上（継続）【防災部】
- 太陽光発電設備導入件数：累計 10 千件（R2）【環境部】

a. 訓練の実施

- 石油コンビナート施設等の災害を想定した防災訓練を計画的に実施するとともに、県が実施する合同防災訓練や市総合防災訓練において、ライフライン（電気、ガス、水道、通信）復旧や道路啓開等の実践的訓練を実施する。【防災部】【消防本部】

b. 自立・分散型エネルギー等の導入促進

- 地域において、太陽光発電等の再生可能エネルギー、蓄電池、コージェネレーション等、自立・分散型エネルギーを供給する設備の導入を促進する。【環境部】

(6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

重要業績指標

- 浄水施設の耐震化率：12.1%（H30）→78%（R10）【上下水道局】
- 配水池の耐震化率：21.5%（H30）→100%（R10）【上下水道局】
- 基幹管路の耐震化率：24.2%（H30）→50%（R10）【上下水道局】
- 配水支管の耐震化率：27.3%（H30）→30%（R10）【上下水道局】

a. 水道施設の耐震化

- 水道施設の耐震化を推進するために、国に対して水道事業に対する交付金の採択要件の緩和及び交付率引き上げ等の財政支援の拡充を求める。【上下水道局】
- 水道施設については、最大級の大規模地震に対しても浄水機能等に重大な影響を及ぼさないよう、計画的に耐震性能の向上に努める。また、水道管路については、市民生活に影響が大きい基幹管路を優先し、計画的に耐震化を進める。【上下水道局】

b. 広域的な応援体制の整備

- 「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づく災害対策連絡会議に参加し、緊急時の連絡体制や補修資機材の保有状況を情報共有することで広域連携の強化を図る。【上下水道局】

（６－３）汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

重要業績指標

- ポンプ場の耐震化：１箇所（R1）→３箇所（R10）【上下水道局】
- スtockマネジメント計画（H30）の改定：５年ごと【上下水道局】
- 農業集落排水施設の最適整備構想策定数：０カ所（R1）→２カ所（R2）【上下水道局】
- 合併処理浄化槽の整備基数：239基（H28）→940基（R5）【環境部】

a. 下水道施設の耐震化

- 最大級の大規模地震に対しても施設機能に重大な影響を及ぼさないよう、ポンプ場の耐震化を推進する。【上下水道局】

b. 下水道施設の老朽化対策

- 下水道施設については、ストックマネジメント計画に基づき、老朽化対策を着実に推進する。【上下水道局】

c. 農業集落排水施設の老朽化対策

- 老朽化した農業集落排水施設については、機能診断に基づく長寿命化等を着実に推進する。【上下水道局】

d. 浄化槽の老朽化対策

- 管理者に対して、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促していく。また、指定検査機関と連携し、浄化槽台帳を整備し、設置・管理状況の把握に努める。【環境部】

（６－４）交通インフラの大規模かつ長期間にわたる機能停止

重要業績指標

- 事業中の幹線街路延長に対する整備率：83%（H30）→87%（R10）※県施行を含む【建設部】
- 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、補修が必要な橋長15m以上の橋梁（歩道橋を含む）16橋の補進捗率:100%（R6）【建設部】
- 災害情報収集システムの検討・構築（R5）【防災部】
- 林道開設路線数：2路線（開設済み）【産業経済部】

a. 道路交通機能の強化

- 緊急輸送道路を含む市内の交通ネットワークの整備・強化のため、広域圏の骨格を形成する主要幹線道路及び市内の骨格を形成する幹線道路の整備を推進するとともに、播磨臨海地域道路の早期実現を目指す。また、地域ニーズに対応した狭あい道路や連続立体交差事業による踏切の解消などにより、避難経路の確保に向けた道路環境の整備を推進する。更に、民間開発においても、防災上の観点から適切な道路環境となるよう指導する。【都市計画部】【建設部】

- 被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊の恐れがある橋梁、及び緊急輸送道路の橋梁のうち路面に段差ができるなど、通行不可能となる恐れがある橋梁においては、必要に応じて耐震化を進める。【建設部】
- 緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策を進める。【建設部】
- 早期に緊急輸送道路をはじめとする道路の機能を確保するため、関係機関と連携し、迅速に道路啓開・復旧を行う。【建設部】
- 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化を行うとともに、洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める。【建設部】
- 発災後の道路交通情報を的確に把握できる体制を事前に構築する。また、迅速な輸送路啓開に向けて、関係機関等の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る。【防災部】【建設部】
- 既存林道の維持管理に努める。【産業経済部】

(6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全

重要業績指標

- ため池改修事業着手箇所数(暫定改修を除く): 6 箇所 (H26) → 10 箇所 (R2) 【産業経済部】

a. 水資源の有効利用等の推進

- 農業用水の利用・管理の効率化と有効活用を図るため、老朽化が進む農業水利施設の整備や漏水防止等の機能保全対策を推進する。【産業経済部】

(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

(7-1) 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

重要業績指標

- 地域ごとの防災訓練の支援：年1回以上（継続）【防災部】
- 自主防災組織参加町内会数：全町内会数（R2）【防災部】
- 自主防災組織補助金交付件数：年25件（R6）【防災部】
- 消防団員数：1,147人（R1）→定数1,200人に対し、95.6%を維持【消防本部】
- 兵庫県消防学校「指揮幹部科」（消防団員対象）入校者数：4人（H30）→4人（R1）【消防本部】
- 消防吏員の「初任科」入校者数：14人（H30）→14人（R1）【消防本部】
- 事業中の幹線街路延長に対する整備率：83%（H30）→87%（R10）※県施行を含む【建設部】
- 狭あい道路や踏切等の改良における事業進捗率：各事業年度100%【建設部】
- 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、補修が必要な橋長15m以上の橋梁（歩道橋を含む）16橋の補修進捗率:100%（R6）【建設部】

a. 警察、消防の災害対応力強化

- 避難所等安全が確保できる場所まで避難させるため、管内実態を把握して関係機関が連携した避難訓練を実施する。【防災部】
- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や、訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。【消防本部】
- 解体予定施設等を活用したブラインド方式による実戦的な救出救助訓練を継続実施し、隊員全体の練度向上を図る。【消防本部】
- 「加古川市地域防災計画（地震対策編）」等に基づき、関係機関や部隊間の連携を実質的に機能させるための各種訓練を実施する。【消防本部】
- 消防に関する事項についての指導、助言等により、市の消防力強化を促進する。【消防本部】

b. 密集市街地の改善

- 大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地の改善のため、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る。【建設部】【都市計画部】
- 地震等による大規模火災に対応するために、耐震性を有する防火水槽の整備を推進する。【消防本部】

c. 道路交通機能の強化

- 緊急輸送道路を含む市内の交通ネットワークの整備・強化のため、広域圏の骨格を形成する主要幹線道路及び市内の骨格を形成する幹線道路の整備を推進するとともに、播磨臨海地域道路の早期実現を目指す。また、地域ニーズに対応した狭あい道路や連続立体交差事業による踏切の解消などにより、避難経路の確保に向けた道路環境の整備を推進する。更に、民間開発においても、防災上の観点から適切な道路環境となるよう指導する。【都市計画部】【建設部】

- 被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊の恐れがある橋梁、及び緊急輸送道路の橋梁のうち路面に段差ができるなど、通行不可能となる恐れがある橋梁においては、必要に応じて耐震化を進める。【建設部】
- 緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策を進める。【建設部】
- 早期に緊急輸送道路をはじめとする道路の機能を確保するため、関係機関と連携し、迅速に道路啓開・復旧を行う。【建設部】
- 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化を行うとともに、洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める。【建設部】
- 発災後の道路交通情報を的確に把握できる体制を事前に構築する。また、迅速な輸送路啓開に向けて、関係機関等の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る。【防災部】【建設部】

(7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生

重要業績指標

- 特定屋外貯蔵タンク（容量1千KL以上）2基の耐震基準適合率：現状（R1）100%→100%の維持【消防本部】

a. コンビナート災害の発生・拡大防止

- 特別防災区域を管轄する防災関係機関等が連携した総合防災訓練の実施、災害情報の迅速・的確な伝達をはじめ災害対応能力の向上を図る。【防災部】【消防本部】

b. 危険な物質を扱う施設の耐震化

- 地震による損傷等が事業所外に損害を与える恐れがある貯槽については、事業所が策定した改修計画に基づき耐震化を推進する。【消防本部】

(7-3) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

重要業績指標

- 住宅の耐震化率：81.1%（H25）→97%（R7）【都市計画部】
- 多数利用建築物の耐震化率87.8%（H27）→97%（R7）【都市計画部】
- 学校施設等の耐震化率：100%（H30）→100%の維持【こども部】【教育総務部】

a. 住宅・建築物の耐震化

- 住宅・建築物の耐震化に向け、県と連携し、専門家による耐震診断、耐震改修等への助成や意識啓発活動等の対策を進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。【都市計画部】

- 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進するため、必要に応じ、建築物所有者に対し、指導・助言を行う。【都市計画部】
- 学校施設等については、大規模地震に対して、今後も十分な耐震性が確保できるよう、引き続き維持、補修を行うとともに、老朽化等に対応し、防災機能を強化するため、計画的な予防保全及び長寿命化改修等を推進する。【こども部】【教育総務部】

(7-4) ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

重要業績指標

- ため池改修事業着手箇所数(暫定改修を除く)：6箇所(H26)→10箇所(R2)【産業経済部】
- 大規模ため池の耐震調査の実施数：4箇所(H26)→25箇所(R2)【産業経済部】
- 土砂災害パトロールの実施：年1回(R2)【建設部】

a. ため池等の整備

- 決壊による災害を未然に防止するため、危険度の高いため池の改修を推進する。【産業経済部】
- ため池等農業水利施設の点検・調査を実施するとともに、その結果を踏まえた施設の改修、耐震化や長寿命化等のハード対策を実施する。【産業経済部】

b. 台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化

- 市ホームページ、防災ネットかこがわやSNSなど多様な情報伝達・収集手段を活用し、台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化を図る。【企画部】【防災部】
- 決壊した場合に、生命及び財産に被害を及ぼす可能性のある防災重点ため池の位置を、市総合ハザードマップで明示する。また、機能の低下したため池については、管理方策などを記載した「ため池保全計画」の作成とそれに基づく管理を促す。【産業経済部】【防災部】

c. 山地防災・土砂災害対策

- 土砂災害が発生した場合には、県などの関係機関と速やかに情報共有を図るなど、市民の安全確保に努める。【建設部】

(7-5) 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

重要業績指標

- 特定屋外貯蔵タンク（容量1千KL以上）2基の耐震基準適合率：現状(R1)100%→100%の維持【消防本部】
- 有害物質を使用している工場・事業場に対する、設備構造や使用方法の指導【環境部】

a. 有害物質取扱事業者の災害対応力強化

- 特別防災区域を管轄する防災関係機関等が連携した総合防災訓練の実施、災害情報の迅速・的

確な伝達をはじめ災害対応能力の向上を図る。【防災部】【消防本部】

- 有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境等への影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するとともに、有害物質の管理や流出の未然防止対策を実施するよう工場・事業場等に指導する。【防災部】【環境部】

(7-6) 農地・森林等の被害による市域の荒廃

重要業績指標

- 多面的機能支払制度に取り組む農地面積：1110.18ha (H26) → 1181.44ha (R2) 【産業経済部】
- 住民参画型森林整備事業、森林・山村多面的機能発揮対策事業に係る活動面積：5ha (R1) 【産業経済部】

a. 農地・農業水利施設等の保全管理

- 多面的機能支払制度を活用し、地域の主体性・協働力を生かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自発的な防災・復旧活動の体制整備を推進する。【産業経済部】

b. 災害に強い森づくりの推進

- 森林・山村多面的機能発揮対策事業や森林環境譲与税等を活用し、森林の整備を推進する。【産業経済部】

c. 適切な公園施設の整備・長寿命化対策

- 公園施設の老朽化対策を進める。【建設部】

(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

重要業績指標
○ 災害廃棄物処理計画の策定 (R2) 【環境部】 ○ 民間事業者と応援協定の締結 (R2) 【環境部】 ○ 建物等の解体時における届出の受付・指導 【環境部】 ○ 広域ごみ処理施設建設工事進捗率：18.4% (R1) →100% (R3) 【環境部】 ○ 広域ごみ処理連絡部会の開催：月1回 (継続) 【環境部】

a. 災害廃棄物処理

- 災害時に備えたガレキ処理に係る広域処理体制を構築するため、災害時のごみ仮置き場の確保状況や必要な機材の保有状況の情報共有など、県・市町間における相互応援協定の運用を行う。また、災害廃棄物の発生量や、それに応じた仮置き場の必要面積を推計し、収集運搬方法や処理方法を検討し、計画を策定する。【防災部】【環境部】
- 災害廃棄物処理に係る応援協定を民間事業者と締結する。【防災部】【環境部】
- 市職員への教育訓練として、水害、地震災害など具体的な自然災害を想定した図上演習等を含む、より実践的なワークショップ形式の研修を実施し、職員のスキルアップを図る。また、策定した計画について、有効に活用されるよう職員への周知を図る。【防災部】【環境部】
- 建築物等の解体時における吹付アスベスト除去作業や一定規模以上の解体工事での粉じん飛散防止対策を推進する。【環境部】

b. 廃棄物処理施設の整備

- 令和4年度から加古川市、高砂市、稲美町、播磨町の2市2町で運営を開始する広域ごみ処理施設（事業主体、所在地：高砂市）において、災害発生時においても施設を安定的に稼働できるよう必要な整備を行っていく。【環境部】
- 災害発生時に、廃棄物を仮置きするための施設の整備を行う。【環境部】

(8-2) 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

a. 人材の育成、確保

- 被災自治体に対し、災害対応の知識や経験を持つ市職員などを派遣して、被災者対策など当該自治体が行う災害復旧・及び復興を支援する職員・資機材・装備の充実を図る。【防災部】

（８－３）広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

重要業績指標

- 防潮扉等閉鎖訓練等の実施：年 1 回以上実施【建設部】

a. 浸水への対策

- 津波の到達時間が短い地域等において、津波発生時に陸^{りつこう}閘等を迅速・確実に閉鎖するため、施設の自動化・遠隔操作化・電動化を促進する。【建設部】
- レベル 2 津波が越流する区間の防潮堤等について、水たたき補強、基礎部補強など、できるだけ壊れにくい構造へ強化を図る。また、地震動により防潮堤等の沈下が著しい箇所において、機能が損なわれないよう、沈下対策を促進する。【建設部】
- 津波発生時に防潮水門の機能が維持できるよう、耐震補強を促進する。【建設部】
- 下水道施設の浸水対策を推進する。【上下水道局】

（８－４）貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

重要業績指標

- 自主防災組織参加町内会数：全町内会数（R2）【防災部】
- 職員防災研修の開催：年 1 回以上（継続）【防災部】
- 自主防災組織補助金交付件数：年 25 件（R6）【防災部】
- 自主防災組織の訓練件数（市・消防本部が関与したもの）：年 68 件（H30）→年 80 件（R6）【防災部】

a. 文化財等の耐災害性の向上

- 文化財の耐震化、防災設備の整備等を推進する。【教育指導部】
- 博物館における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめる取組を実施する。【市民協働部】

b. 地域の防災組織の活性化

- 市民が、自助・共助により主体的に生命・財産を守る行動を実践するために、自主防災組織の活性化を図る。【防災部】

c. 地域の防災人材の育成

- 市職員を対象に、防災研修を通じて様々な災害対応の経験を具体的に伝えけるとともに、最新の研究成果を踏まえ、防災に関する実践的知識や技術を体系的・総合的に提供することにより、災害対応能力を向上させる。【防災部】

d. こころのケア体制の強化

- 平時より研修受講や災害時保健活動ガイドラインの整備等を通じ、こころのケア体制の充実を図る。また、保健師間の連携を強化すると共に、受援体制の整備を図る。【健康医療部】

e. 災害ボランティア活動支援体制の整備

- 災害ボランティアセンターを速やかに立ち上げ、円滑な運営ができるよう、関係機関との協定の締結を進めるとともに、災害支援に取り組んでいる団体とのネットワークの構築や実践的な訓練の実施など、平時から災害に備えた取組を進める。【市民協働部】【福祉部】
- 災害ボランティア募集に関する的確な情報提供を実施する。【防災部】

(8-5) 事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

重要業績指標

- 地籍調査進捗率：50%（R1 現在）【産業経済部】

a. 地籍調査の実施

- 津波・地すべり等により土地の境界を表す地物が失われることに備え、現地復元可能な土地境界情報を整備する地籍調査事業の推進を図る必要があるが、未調査地区の大部分が市街地と山林であり、調査が困難であるため平成4年度から休止状態であるが、引き続き実施に向けた検討を行う。【産業経済部】

b. 応急仮設住宅の迅速な整備

- 建設可能用地の整備や民間賃貸住宅の借り上げ等により、応急仮設住宅を速やかに整備・確保する。【都市計画部】

(8-6) 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響

重要業績指標

- 正確な情報の収集、提供に係る体制の強化【防災部】

a. 災害発生時における他地域への情報発信

- 地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、各課と連携し正確な被害情報等を収集し、状況に応じて、発信すべき情報、情報発信経路を検討し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する体制強化を推進する。【企画部】【防災部】

b. 失業者に対する早期再就職支援

- 失業者に対する早期再就職支援のための適切な対応を検討する。【産業経済部】

2 「横断的分野」別推進方針

(1) リスクコミュニケーション

重要業績指標

- 情報収集・伝達マニュアルの策定 (R2) 【防災部】
- 児童の引き渡し訓練を行った小学校の割合：97% (H30) → 100% (R2) 【教育総務部】 【教育指導部】
- 地域や関係機関等と連携した防災訓練を行った学校（小中学校）の割合：63% (H30) → 75% (R7) 【教育指導部】
- 市総合ハザードマップの改定・配布(R2) 【防災部】
- 土砂災害パトロールの実施 (R2) 【建設部】

a. 防災情報の適時・適切な発信

- 避難判断ガイドライン等に基づき避難勧告等の避難情報を適時適切に発令する。【防災部】
- 防災情報の高度化を実施するとともに、市ホームページ、防災ネットかこがわ、スマートフォンアプリや SNS など多様な情報伝達・収集手段を活用し、台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化を図る。【企画部】 【防災部】

b. 防災教育の実施

- 地域の災害特性を踏まえ、地域や関係機関等と学校が連携した実践的な防災訓練等の実施を全ての学校で進める。また、学校と連携した実践的な防災訓練等の実施を全ての児童クラブで進める。【教育指導部】

c. ハザードマップ等による災害危険箇所等の周知

- 地域特性に応じた住民等の避難に資するよう、避難場所等を明示した市総合ハザードマップを改定する。【防災部】
- 決壊した場合に、生命及び財産に被害を及ぼす可能性のある防災重点ため池の位置を、市総合ハザードマップで明示する。【防災部】

(2) 人材育成

重要業績指標

- 市総合防災訓練一般来場者数 350 人 (R1) → 500 人 (R2) 【防災部】
- 消防団員数：1,147 人 (R1) → 定数 1,200 人に対し、95.6%を維持 【消防本部】
- 兵庫県消防学校「指揮幹部科」(消防団員対象) 入校者数：4 人 (H30) → 4 人 (R1) 【消防本部】
- 自主防災組織参加町内会数：全町内会数 (R2) 【防災部】
- 消防吏員の「初任科」入校者数：14 人 (H30) → 14 人 (R1) 【消防本部】
- 自主防災組織補助金交付件数：年 25 件 (R6) 【防災部】
- 防災士育成事業補助金交付件数：年 15 件 (R6) 【防災部】
- 職員防災研修の開催：年 1 回以上 (継続) 【防災部】

a. 地域の防災人材の育成

- 各地域で実施される防災訓練への積極的な参加を促進する。【防災部】
- 市が行う消防団の充実強化の取組や自主防災組織育成の取組を支援する。【防災部】【消防本部】
- 市民が、自助・共助により主体的に生命・財産を守る行動を実践するために、自主防災組織の活性化を図る。【防災部】
- 最新の研究成果を踏まえ、防災に関する実践的知識や技術を体系的・総合的に提供することにより、災害対応能力を向上させる。【防災部】

(3) 官民連携

重要業績指標

- 加古川市防災会議の開催：年 1 回以上【防災部】
- 市総合防災訓練一般来場者数：350 人（R1）→500 人（R2）【防災部】
- 災害廃棄物処理計画の策定（R2）【環境部】
- 民間事業者と応援協定の締結（R2）【環境部】

a. 災害ボランティア活動支援体制の整備

- 大規模災害時において被災者に対し適切な福祉支援が行えるよう、被災地外から広域的に福祉人材を派遣する仕組みとして、災害ボランティアセンターを設置する加古川市社会福祉協議会の福祉支援ネットワーク構築に対する支援を行う。【福祉部】
- 大規模災害発生時における外国人等に対する支援を円滑に行うため、関係機関、ボランティアの協力のもと、多言語支援センター等やさしい日本語及び多言語による情報提供が可能な窓口を開設し、外国人からの相談・問合せに対応する。また、行政窓口等へ通訳ボランティアを派遣する。【市民協働部】
- 災害ボランティアセンターを速やかに立ち上げ、円滑な運営ができるよう、関係機関との協定の締結を進めるとともに、災害支援に取り組んでいる団体とのネットワークの構築や実践的な訓練の実施など、平時から災害に備えた取組を進める。【市民協働部】
- 災害ボランティア募集に関する的確な情報提供を実施する。【防災部】

b. 企業等の地域防災活動への参画促進

- 加古川市防災会議及び加古川市国民保護協議会を開催し、連携や防災体制の充実強化を図る。【防災部】
- 総合防災訓練の実施、災害情報の迅速・的確な伝達をはじめ災害対応能力の向上を図る。【防災部】【消防本部】
- 災害廃棄物処理に係る応援協定を民間事業者と締結する。【防災部】【環境部】

(4) 老朽化対策

重要業績指標

- 公共施設の耐震化率：95.6%（R1）→ 100%（R8）【企画部】
- 学校施設等の耐震化率 100%（H30）→100%の維持【こども部】【教育総務部】
- 農業集落排水施設の最適整備構想策定数：0 箇所（R1）→ 2 箇所(R2)

a. 計画的な老朽化対策の推進

- 限られた財源の中で、今後見込まれる公共施設等の老朽化に対応するため、「加古川市公共施設等総合管理計画」等に沿って、計画的に維持管理・更新等を推進する。【企画部】

b. 公共施設の老朽化対策

- 学校施設等については、大規模地震に対して、今後も十分な耐震性が確保できるよう、引き続き維持、補修を行うとともに、老朽化等に対応し、防災機能を強化するため、計画的な予防保全及び長寿命化改修等を推進する。【こども部】【教育総務部】
- 水道、下水道においては、アセットマネジメント計画に基づき、施設更新を着実に進める。【上下水道局】
- 市管理の社会基盤施設である、下水道の施設について、計画的な定期点検を行うとともに、損傷等があり対策が必要な施設については、優先度に応じた修繕・更新を実施するなど、計画的・効果的に老朽化対策を推進し、安全・安心を確保する。【上下水道局】

c. その他老朽化対策

- 農業集落排水施設の機能診断と機能保全計画の策定を速やかに実施し、これに基づいて計画的な点検・補修を行い、施設の長寿命化対策を実施する。【産業振興課】
- 農業用水の利用・管理の効率化と有効活用を図るため、老朽化が進む農業水利施設の整備や漏水防止等の機能保全対策を推進する。【産業経済部】
- 管理者に対して、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促していく。また、指定検査機関と連携し、浄化槽台帳を整備し、設置・管理状況の把握に努める。【環境部】
- 利用者等の安全確保の観点から高齢者施設等の老朽化対策を推進する。【福祉部】

(5) 広域連携

重要業績指標

- 災害対策本部等代替施設の検討(R2)【防災部】
- 受援体制の整備：受援計画の策定（R3 までに）【防災部】
- 他の自治体が参加する合同訓練（図上・実動）への参加回数：年 1 回以上（継続）【防災部】

a. 広域応援・受援体制の整備

- 大規模災害時に円滑に支援を受け入れ、対策の迅速化を図ることができるよう、受援体制の整

備を進める。【防災部】

- 渇水時における安定した水の供給が行えるよう、広域的なバックアップとして、県営水道との連携を推進する。【上下水道局】
- 「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づく災害対策連絡会議に参加し、緊急時の連絡体制や補修資機材の保有状況を情報共有することで広域連携の強化を図る。【上下水道局】

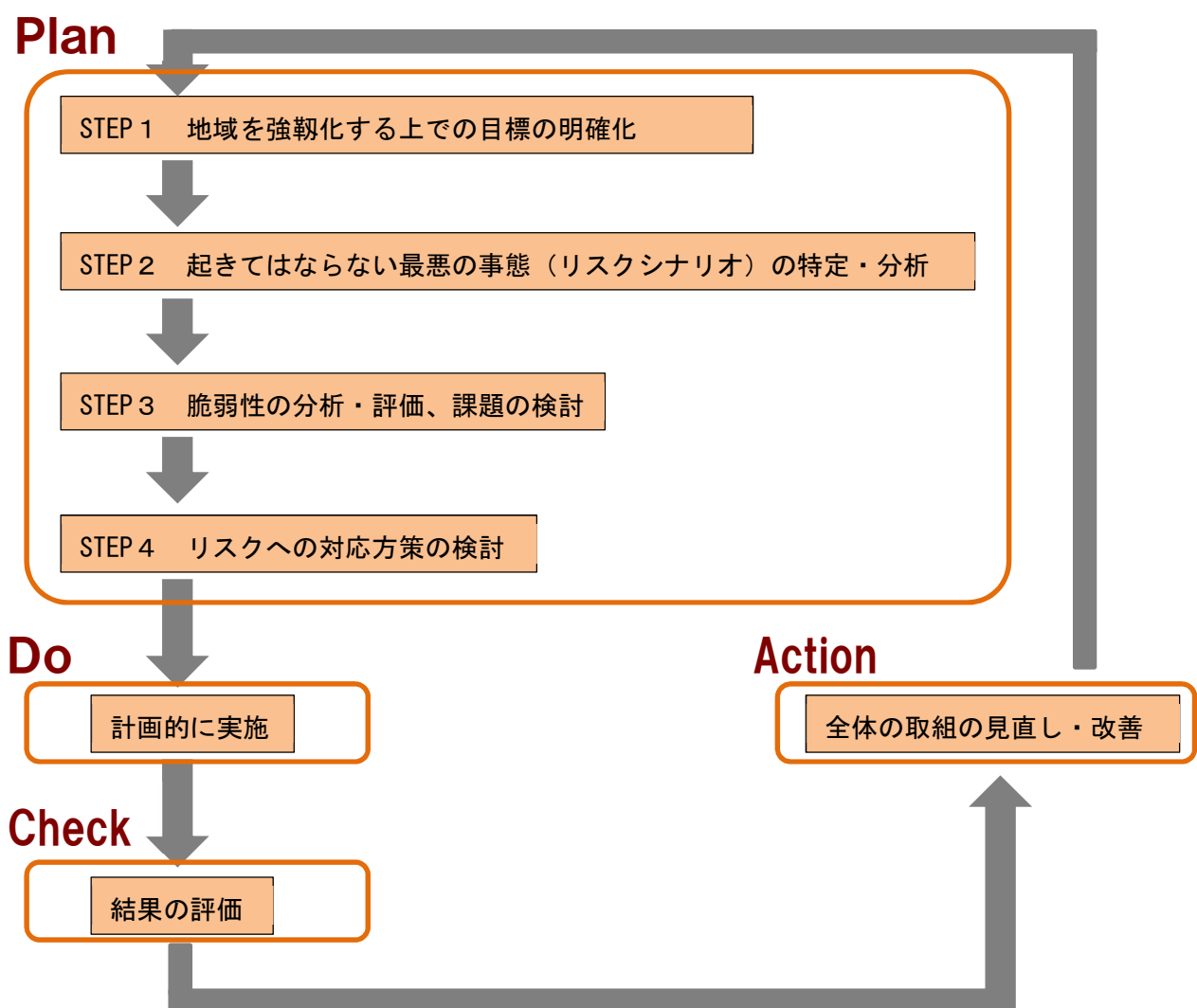
b. 訓練の実施

- 兵庫県が実施する他市町との合同訓練等に参加し、連携強化を図る。【防災部】
- 緊急消防援助隊へ登録するとともに、ブロック訓練への参加を通して、他都道府県との連携強化を図る。【消防本部】

V 計画の推進

計画の推進については、下記のPDCAサイクル（計画・実施・評価・改善）を繰り返して各施策を推進することとする。また、各施策を推進するにあたり、市や地域、関係機関等と連携・協力しながら取り組むこととする。

また、計画の見直しについては、本計画が強靱化に向けた方針や目標を示すものであることから、施策の進捗状況や社会情勢の変化等を考慮し、概ね5年ごとに計画の全体を見直すこととするが、計画期間中に新たに実施すべき事業が生じた場合などは、適宜必要な見直しを行うこととする。



(別紙 1) 脆弱性評価結果

1 直接死を最大限防ぐ

(1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

(a.住宅・建築物等の耐震化)

- 住宅（耐震化率 81.1%(H25)）の耐震化については、必要性に対する認識が不足していること、耐震改修の経済的負担が大きいことから、意識啓発や耐震診断・改修等への助成を推進する必要がある。【都市計画部】
- 多数利用建築物（耐震化率 87.8%(H27)）の耐震化については、必要性に対する認識が不足していること、耐震改修の経済的負担が大きいことから、意識啓発や耐震診断・改修等への助成を推進する必要がある。併せて、エレベーターなど非構造部材についても耐震対策を推進する必要がある。【都市計画部】
- ブロック塀等の安全点検や安全対策等、所有者により適切な維持・管理がなされるよう、意識啓発を進める必要がある。【都市計画部】
- 宅地の耐震化については、大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地の有無及び監視が必要である。【都市計画部】
- 市営住宅の耐震化率は令和元年度をもって 100%となるが、今後も引き続き適正な維持管理に努める必要がある。【都市計画部】

(b.多くの利用者がある建築物、医療施設、学校施設等の耐震化)

- 多数利用建築物（耐震化率 87.8%(H27)）については、耐震改修の経済的負担が大きいことから、耐震診断や耐震改修等への助成等の対策を推進する必要がある。【都市計画部】
- 公共施設（耐震化率 95.6%(R1)）については、災害時の災害応急対策の活動拠点や被災者の救護の拠点、避難所等としての重要な機能を担うことから、耐震化を推進する必要がある。【企画部】
- 安定して医療を提供するため、加古川中央市民病院については、大規模地震を想定した免震構造と制震構造を組み合わせたシステムを採用し、耐震化が図られている。加古川歯科保健センターについては、新耐震基準を満たしており、加古川夜間急病センターについては、建替整備により耐震化を図る必要がある。【健康医療部】
- 学校施設等については、耐震改修が完了しているが、老朽化等に対応し、防災機能を強化するため、計画的な予防保全及び長寿命化改修等を推進する必要がある。【こども部】【教育総務部】

(c.交通施設、沿道建築物の耐震化)

- 被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊の恐れがある橋梁、及び緊急輸送道路の橋梁のうち路面に段差ができるなど、通行不可能となる恐れがある橋梁について、致命的な損傷を避けるため、橋梁においては、必要に応じて耐震化を推進する必要がある。【建設部】
- 緊急輸送道路沿道建築物の倒壊を防ぐため、耐震化を促進する必要がある。【都市計画部】
- 都市の防災機能の強化等を目的に、市街地の幹線道路等の無電柱化を推進する必要がある。【建

設部】

- 鉄道駅の倒壊による人的被害を避けるため、鉄道駅の耐震化を推進する必要がある。【都市計画部】

(d.危険空家の除却)

- 放置された老朽危険空家が周辺地域の避難の妨げ、倒壊、部材の飛散等により被害を発生させる可能性があるため、所有者へ改善を促す必要がある。【都市計画部】

(1-2) 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

(a.密集市街地の改善)

- 防災上危険な密集市街地の改善を図るため、建物の不燃化、公共空地等の設置等を推進する必要がある。【都市計画部】
- 大規模火災に対応するために、耐震性を有する防火水槽の整備を推進する必要がある。【消防本部】

(b.多くの利用者がある建築物、医療施設、学校施設等の耐震化)

- 多数利用建築物（耐震化率 87.8%(H27)）については、耐震改修の経済的負担が大きいことから、耐震診断や耐震改修等への助成等の対策を推進する必要がある。【都市計画部】
- 公共施設（耐震化率 95.6%(R1)）については、災害時の災害応急対策の活動拠点や被災者の救護の拠点、避難所等としての重要な機能を担うことから、耐震化を推進する必要がある。【企画部】
- 安定して医療を提供するため、加古川中央市民病院については、大規模地震を想定した免震構造と制震構造を組み合わせたシステムを採用し、耐震化が図られている。加古川歯科保健センターについては、新耐震基準を満たしており、加古川夜間急病センターについては、建替整備により耐震化を図る必要がある。【健康医療部】
- 学校施設等については、耐震改修が完了しているが、老朽化等に対応し、防災機能を強化するため、計画的な予防保全及び長寿命化改修等を推進する必要がある。【こども部】【教育総務部】

(1-3) 津波等による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

(a.陸^{りっこう}閘等の迅速かつ確実な閉鎖)

- 津波の到達時間が短い地域等において、津波発生時に陸^{りっこう}閘等を迅速・確実に閉鎖するため、施設の自動化・遠隔操作化・電動化を促進する必要がある。【建設部】

(b.防潮堤等の越流・引波対策、沈下対策)

- レベル2津波が越流する区間の防潮堤等について、水たたき補強、基礎部補強など、できるだけ壊れにくい構造へ強化を図る必要がある。また、地震動により防潮堤等の沈下が著しい箇所において、機能が損なわれないよう、沈下対策を促進する必要がある。【建設部】

(d.避難体制の確保・訓練の実施)

- 風水害からの避難を確実にを行うため、避難判断ガイドライン等に基づき避難勧告等の避難情報を適時適切に発令する必要がある。【防災部】
- 避難意識の向上等、市民一人ひとりの自助・共助の意識を高めるため、住民に対し、防災訓練への積極的な参加を促進する必要がある。【防災部】
- 津波からの避難で死傷者の発生を防ぐために、地域特性に応じた住民等の避難が円滑に行われる必要がある。【防災部】
- 各小学校の危機管理マニュアルに沿って、実際の引き渡しについて訓練を実施する必要がある。【教育指導部】
- 全ての学校で防災訓練は実施されているが、津波や土砂災害等、地域の災害特性を踏まえ、地域と学校が連携した実践的な防災訓練等を実施する必要がある。【教育指導部】
- 全ての児童クラブで防災訓練は実施されているが、津波や土砂災害等、地域の災害特性を踏まえ、学校と連携した実践的な防災訓練等を実施する必要がある。【教育指導部】

(e.津波ハザードマップの策定)

- 津波からの避難で死傷者の発生を防ぐために、地域特性に応じた住民等の避難が円滑に行われる必要がある。【防災部】

(１－４) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

(a.総合的な治水対策)

- 近年多発する局地的大雨による浸水被害を軽減するため、ため池改修に併せた事前放流施設等の整備により河川への流出を抑制する流域対策を推進する必要がある。【産業経済部】
- 中小河川を含めた市内の河川において、適切な避難のタイミングを逸しないよう、市総合ハザードマップや各種広報を通じて住民それぞれが逃げ時を設定する必要性の周知を図るとともに、住民自らの避難判断に資する防災情報を様々な媒体で提供する必要がある。【防災部】
- 国・県との連携のもと河川整備や河道掘削等、抜本的な河川対策を促進する。また、市街地における雨水幹線整備を進めるとともに、近年、多発する局地的豪雨による浸水被害を軽減するため、雨水貯留浸透施設の整備やため池の事前放流などによる河川や水路への流出を抑制する流域対策を含めた総合的な治水対策を進める必要がある。【建設部】【上下水道局】

(b.高潮対策)

- 沿岸部を高潮対策から守るために、県との連携のもと、排水機場、防潮水門及び防潮堤防の整備や維持管理を促進する必要がある。【建設部】

(c.減災のためのソフト対策)

- 中小河川を含めた市内の河川において、適切な避難のタイミングを逸しないよう、市総合ハザードマップや各種広報を通じて住民それぞれが逃げ時を設定する必要性の周知を図るとともに、住民自らの避難判断に資する防災情報を様々な媒体で提供する必要がある。【防災部】
- 洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水・高潮・内水ハザードマップの作成における市支援、防災情報に関する伝達機能の高度化、地域の水防活動能力の強化等のソフト対策を組み合

わせて実施しているところであるが、大規模水害を未然に防ぐため、それらを一層推進する必要がある。【消防本部】

- 災害には上限がないこと、様々な部署が関係することを踏まえ、関係各課が連携して情報収集・発信体制を整えるとともに警戒避難体制整備等のソフト対策を進める必要がある。【企画部】【防災部】

(1-5) 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

(a.台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化)

- 災害には上限がないこと、様々な部署が関係することを踏まえ、関係各課が連携して情報収集・発信体制を整えるとともに警戒避難体制整備等のソフト対策を進める必要がある。【企画部】【防災部】
- ため池が決壊する可能性がある場合や決壊した場合に迅速かつ安全に避難し、人命被害を最小限にするため、ハザードマップ作成及び該当するため池を周知する必要がある。【防災部】【産業経済部】

(b.山地防災・土砂災害対策)

- 土砂災害警戒区域に指定された箇所について、特に危険な個所の定期的なパトロールを実施するとともに、関係機関との速やかな情報共有ができる体制を構築する必要がある。【建設部】

(c.ため池対策)

- 山村の地域活動の停滞や農地の管理の放棄等に伴う森林・農地の国土保全機能の低下、地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等による農村や山地における災害発生リスクの高まりが懸念されることから、大規模ため池等重要な農業水利施設等の耐震化や山地災害危険地区等に対する治山施設の整備等を進める必要がある。【産業経済部】

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

(2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

脆弱性評価

(a.食料、飲料水の供給体制の確保)

- 災害発生から3日間は、平時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じる必要がある。【防災部】
- 応急用食料について、平素から協定業者等の在庫量の把握に努めるとともに、要請に基づいて確保・供給を図る必要がある。【防災部】
- 大規模災害時の飲料水の確保として「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、県内の応急給水用資機材の保有状況を共有し、相互応援による応急給水活動を円滑に進めるため、受援体制を確保する必要がある。【防災部】【上下水道局】

(b.水道施設の耐震化等)

- 浄水施設は順次耐震化が進めているが、現状での耐震化率は12.1%（H30：浄水施設の耐震化率）にとどまっており、耐震化を推進する必要がある。【上下水道局】
- 水道管路は順次耐震化を進めているが、現状での耐震化率は、基幹管路で24.2%（H30年度）、配水支管で27.3%（H30年度）にとどまっており、管路更新と合わせて耐震化を推進する必要がある。【上下水道局】

(c.輸送路の確保・道路交通機能の強化)

- 緊急時に円滑で効率的な輸送体制や避難経路を確保できるよう、幹線道路ネットワークの構築や緊急輸送道路ネットワークの整備・強化、道路環境の整備を図る必要がある。【建設部】【都市計画部】
- 被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊の恐れがある橋梁、及び緊急輸送道路の橋梁のうち路面に段差ができるなど、通行不可能となる恐れがある橋梁について、致命的な損傷を避けるため、必要に応じて橋梁の耐震化を推進する必要がある。【建設部】
- 地震対策のため、被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。【建設部】
- 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化を行うとともに、洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める必要がある。【建設部】
- 早期に緊急輸送道路をはじめとする道路の機能を確保するため、関係機関と連携し、迅速に道路啓開・復旧を行う必要がある。【建設部】
- 既存林道の機能を維持するため林道の管理を行う必要がある。【産業経済部】

(d.各家庭、避難所等における食料・燃料備蓄量の確保)

- 災害発生から3日間は、平時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じる必要がある。【防災部】
- 市民に必要な電源を安定的に確保するため、住宅用太陽光発電設備、家庭用燃料電池システム等の導入を促進する必要がある。【環境部】

(2-2) 孤立集落等の同時発生

脆弱性評価

(a. 道路交通機能の強化)

- 緊急時に円滑で効率的な輸送体制や避難経路を確保できるよう、幹線道路ネットワークの構築や緊急輸送道路ネットワークの整備・強化、道路環境の整備を図る必要がある。【建設部】【都市計画部】
- 被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊の恐れがある橋梁、及び緊急輸送道路の橋梁のうち路面に段差ができるなど、通行不可能となる恐れがある橋梁について、致命的な損傷を避けるため、必要に応じて橋梁の耐震化を推進する必要がある。【建設部】
- 地震対策のため、被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。【建設部】
- 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める必要がある。【建設部】
- 既存林道の機能を維持するため林道の管理を行う必要がある。【産業経済部】

(2-3) 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

脆弱性評価

(a. 消防等の災害対応力強化)

- 市役所庁舎が使えない場合であっても、代替施設を活用し、迅速な救助・支援及び受援体制の確立及び早期の復旧・復興体制を確保する必要がある。【防災部】
- 消防に関する事項についての指導、助言等により、市の消防力強化を促進する必要がある。【消防本部】
- 大規模火災に対応するために、耐震性を有する防火水槽の整備を推進する必要がある。【消防本部】
- 消防力を維持するため、消防車両の計画的な更新・整備が必要である。【消防本部】
- 高機能消防指令システムの安定稼働の維持と長期におけるシステム整備計画が必要である。【消防本部】

(b. 地域の防災組織の災害対応力強化)

- 大災害では、自衛隊、警察、消防等の防災関係機関は即座には現場に駆け付けられないため、消防団や地域の防災組織の充実等を図る必要がある。【防災部】【消防本部】
- 大災害の発生の際、警察、消防等がすぐに十分な救出・救助活動ができない場合には、最初に災害に対応するのは、住んでいる地域のコミュニティであることから、市民一人ひとりが「自助」「共助」の精神を持ち、災害に対する正しい知識を身に付け、災害に備える必要がある。【防災部】

(c. 防災関係機関との連携強化・訓練)

- 救出、救助や応急医療等に従事する実動部隊が、相互に連携し、迅速かつ的確な応急対応を推進するため、被害想定に基づく実戦的な訓練を実施する必要がある。【防災部】
- 大規模災害発生時に複数の自治体が被災すれば、自衛隊、警察、消防、海保等の実動機関は、担当区域外からの部隊増員が必要となることから、効率的・効果的な部隊の運用がなされるよう、

自治体及び実動機関の行動要領を相互に確認する実戦的な合同訓練を実施する必要がある。【防災部】

- 発災時には市だけで対応できることに限りがあり、防災関連機関や公益的事業を営む企業等との間の連携や防災体制の充実強化を図る必要がある。【防災部】
- 緊急消防援助隊に登録するとともに、ブロック訓練への参加を通して、他都道府県との連携強化を図る必要がある。【消防本部】

(2-4) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

脆弱性評価

(a.帰宅困難者対策の推進)

- 自宅周辺以外で被災した帰宅困難者の発生は必然である。【防災部】
- 帰宅困難者に対しては、一斉帰宅の抑制やターミナル駅に集中する人々の誘導、帰宅困難者の帰宅支援など様々な対策が必要である。帰宅支援については、居住府縣市域を越えて移動する通勤通学、観光（外国人を含む）等広域的に調整する必要がある。【防災部】

(2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による

医療機能の麻痺

脆弱性評価

(a.救急・医療体制の充実)

- 大規模な災害が発生した場合、負傷者が大量に発生し、必要な医療救護活動の協力や必要な医薬品等の提供が受けられない恐れがあることから、災害対応病院の追加指定や救急医薬品等の備蓄支援など、医療救護体制の充実強化を図る必要がある。【健康医療部】

(b.緊急輸送道路ネットワーク等の確保)

- 緊急時に円滑で効率的な輸送体制や避難経路を確保できるよう、幹線道路ネットワークの構築や緊急輸送道路ネットワークの整備・強化、道路環境の整備を図る必要がある。【建設部】【都市計画部】
- 都市の防災機能の強化等を目的に、市街地の幹線道路等の無電柱化を推進する必要がある。【建設部】
- 被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊の恐れがある橋梁、及び緊急輸送道路の橋梁のうち路面に段差ができるなど、通行不可能となる恐れがある橋梁について、致命的な損傷を避けるため、必要に応じて橋梁の耐震化を推進する必要がある。【建設部】
- 地震対策のため、被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。【建設部】
- 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化を行うとともに、洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める必要がある。【建設部】
- 早期に緊急輸送道路をはじめとする道路の機能を確保するため、関係機関と連携し、迅速に道路啓開・復旧を行う必要がある。【建設部】

(2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

脆弱性評価

(a. 疫病・感染症対策に係る体制の構築)

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、予防教育及び広報活動の推進に加え、定期予防接種の促進を図る必要がある。また、消毒等の実施に必要な資機材を確保する必要がある。【健康医療部】

(b. 下水道施設の機能確保)

- 最大級の大規模地震に対しても施設機能に重大な影響を及ぼさないように、ポンプ場の耐震化を進める必要がある。【上下水道局】

(c. 避難所の衛生環境の確保)

- トイレ対策にかかる人員・機材等の確保にあたり、民間事業者との協力体制について検討する必要がある。【環境部】
- し尿処理施設の被害状況等により、県や近隣市町に応援を要請する必要がある。【環境部】
- 加古川市災害時保健活動ガイドライン（案）において、健康教育・健康相談に使用するパンフレットなどの整備を行っている。【健康医療部】
- 学校施設の多くは避難所に指定されており、より良い生活環境を整備するため、トイレの洋式化改修を推進する必要がある。【教育総務部】
- 避難所での感染拡大を防止するため、間仕切り等の備蓄を計画的に推進する必要がある。【防災部】

(2-7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

脆弱性評価

(a. 避難所の衛生環境の確保)

- トイレ対策にかかる人員・機材等の確保にあたり、民間事業者との協力体制について検討する必要がある。【環境部】
- し尿処理施設の被害状況等により、県や近隣市町に応援を要請する必要がある。【環境部】
- 加古川市災害時保健活動ガイドライン（案）において、健康教育・健康相談に使用するパンフレットなどの整備を行っている。【健康医療部】
- 学校施設の多くは避難所に指定されており、より良い生活環境を整備するため、トイレの洋式化改修を推進する必要がある。【教育総務部】
- 避難所での感染拡大を防止するため、間仕切り等の備蓄を計画的に推進する必要がある。【防災部】

(b. 避難所等としての機能を担う市有施設の耐震化)

- 公共施設（耐震化率 95.6%(R1)）については、災害時の災害応急対策の活動拠点や被災者の救護の拠点、避難所等としての重要な機能を担うことから、耐震化を推進する必要がある。【企画部】

3 必要不可欠な行政機能は確保する

(3-1) 被災による警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱

脆弱性評価

(a.治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化)

- 広報媒体である「ひょうご防犯ネット」の登録者拡大と民間団体と連携する防犯ネットワークの拡充を図る必要がある。【市民協働部】

(3-2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

脆弱性評価

(a.本庁舎の建替整備)

- 老朽化している本館について、建替えも含めてあり方を検討し、対策を行う必要がある。【企画部】

(b.災害時即時対応体制の強化)

- 災害時の緊急事態の発生に備えて、24 時間監視・即応体制を維持するため、消防本部併任職員による休日・夜間の待機体制を継続するとともに、指定動員者等の連絡及び参集に係る訓練・研修を行い、対応の強化、充実に努める必要がある。【防災部】
- 職員が災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、災害対応マニュアルを災害対策本部の部ごとに作成し、職場研修等を通じて周知徹底を図るとともに、訓練等を通じて職員の習熟を図り、より実践的なものに練り上げる必要がある。【防災部】
- 防災・危機管理担当職員を中心に、各種災害を想定した図上訓練や非常参集訓練等を計画的に実施する必要がある。【防災部】
- 防災関連機関や公益的事業を営む企業が一堂に会する加古川市防災会議及び加古川市国民保護協議会を開催し、連携や防災・危機管理体制の充実強化を図る必要がある。【防災部】
- 災害時に庁舎等が被災し、資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合でも、優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、業務継続計画の充実改定に努める必要がある。【防災部】
- 大規模災害時に円滑に支援を受け入れ、対策の迅速化を図ることができるよう、受援体制の整備を進める必要がある。【防災部】

(c.市域を越えた連携強化)

- 災害が広範囲にわたる場合には、県内の相互応援の枠組みだけでは応援・受援が困難になることが予想される。【防災部】
- 大規模災害時に円滑に支援を受け入れ、対策の迅速化を図ることができるよう、受援体制の整備を進める必要がある。【防災部】
- 被害が甚大で広範囲にわたる場合には、事前に決められた枠組みだけでは応援・受援が困難になることが予想される。【消防本部】

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

(4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

脆弱性評価

(a.情報通信手段の確保)

- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、衛星通信システム基盤について、その耐災害性の向上等を図る必要がある。【防災部】
- 長期電源途絶等に対する行政情報通信システム（非常時に優先される重要業務等に限る）の機能確保に向けて、必要に応じた対策を講じる必要がある。【防災部】
- 高機能消防指令システムの安定稼働の維持と長期におけるシステム整備計画が必要である。【消防本部】

(b.電力供給の維持に係るインフラ整備)

- 電力等の長期供給停止による情報通信の麻痺・長期停止を発生させないため、道路の無電柱化を行うとともに、洪水・津波・高潮等の地域の防災対策を着実に促進する必要がある。【建設部】

(4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

脆弱性評価

(a.情報提供手段の確保)

- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも情報提供ができるよう、代替手段の整備や確保に加え、その基盤となるＬアラートで積極的に防災情報を発信する必要がある。【企画部】【防災部】

(4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

脆弱性評価

(a.消防、警察等の情報の迅速な伝達と共有)

- 情報伝達手段の多様化、高度化等により、市民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、それらの施策を着実に推進する必要がある。【企画部】【防災部】
- 特別警報等発表時には発表内容とともに避難の参考となる津波到達予定時間等が、関係所属及び現場で活動する職員に直ちに伝達するような措置を講じる必要がある。【防災部】
- 避難する住民と車両、救出・救助等に向かう緊急車両等によって発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する必要がある。【防災部】
- 職員安否確認システムの効果的な運用により、職員の早期参集、安否確認及び被害状況を把握する必要がある。【防災部】
- 無線機器やデータ端末など、現場へ出向した職員が携帯する通信機器を整備充実する必要がある。【防災部】
- 関係機関等の連携等による情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。【企画部】

(b.雨量、河川水位、土砂災害危険度予測情報等の迅速な伝達と共有)

- 河川ライブカメラ、雨量、河川水位、土砂災害危険度予測情報等のデータの確実な収集・処理・

提供を行うため、システムの機能強化及びデータ伝送路の冗長化を行う必要がある。【防災部】
【建設部】

(c.情報収集・提供に係る人材育成)

- 「フェニックス防災システム」等により得られた情報をはじめ、様々な情報の効率的な利活用をより一層充実させるため、操作研修や訓練等を実施するとともに、研修等を通じて、庁内の人材育成を推進する必要がある。【企画部】【防災部】【消防本部】

(d.避難行動要支援者の避難支援体制の構築)

- 平成 25 年の災害対策基本法の改正を踏まえ、避難行動要支援者名簿の整備を進めている。今後、名簿の掲載者一人ひとりについて、災害時の情報伝達から避難所等への誘導まで、一連の行動を想定した具体的な個別支援計画を地域において作成し、避難行動要支援者の避難支援体制を整備する必要がある。【防災部】【福祉部】
- 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者等に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、平常時から地域における支援体制づくりや、社会福祉施設や医療施設等の防災対策の充実を図る必要がある。【防災部】【福祉部】
- 大規模災害発生時における日本語が分からない外国人等に対する情報の提供等の支援が必要である。【市民協働部】

5 経済活動を機能不全に陥らせない

(5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

脆弱性評価

(a.市内事業所BCP策定の推進)

- 大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐため、市内中小企業のBCPの策定を促進する必要がある。【産業経済部】

(5-2) エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な被害

脆弱性評価

(a.道路交通機能の強化)

- 緊急時に円滑で効率的な輸送体制や避難経路を確保できるよう、幹線道路ネットワークの構築や緊急輸送道路ネットワークの整備・強化、道路環境の整備を図る必要がある。【建設部】【都市計画部】
- 都市の防災機能の強化等を目的に、市街地の幹線道路等の無電柱化を推進する必要がある。【建設部】
- 被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊の恐れがある橋梁、及び緊急輸送道路の橋梁のうち路面に段差ができるなど、通行不可能となる恐れがある橋梁について、致命的な損傷を避けるため、必要に応じて橋梁の耐震化を推進する必要がある。【建設部】
- 地震対策のため、被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。【建設部】
- 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化を行うとともに、洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める必要がある。【建設部】
- 早期に緊急輸送道路をはじめとする道路の機能を確保するため、関係機関と連携し、迅速に道路啓開・復旧を行う必要がある。【建設部】

(b.港湾機能の強化)

- 東播磨港における港湾施設の多発的同時被災による能力不足、船舶の被災による海上輸送機能の停止への対応を図るため、県と連携し港湾BCPの策定を進める必要がある。【建設部】

(c.工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保)

- 工場・事業所等において自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する必要がある。【防災部】

(5-3) コンビナート施設の損壊、火災、爆発等

脆弱性評価

(a.石油コンビナートの消防防災体制の充実強化)

- 石油コンビナートからの火災・有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活・経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、特別防災区域を管轄する防災関係機関等による防災体制の充実強化を図る必要がある。特に、災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する必要がある。【防災部】【消防本部】

(５－４) 幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

脆弱性評価

(a.道路交通機能の強化)

- 緊急時に円滑で効率的な輸送体制や避難経路を確保できるよう、幹線道路ネットワークの構築や緊急輸送道路ネットワークの整備・強化、道路環境の整備を図る必要がある。【建設部】【都市計画部】
- 都市の防災機能の強化等を目的に、市街地の幹線道路等の無電柱化を推進する必要がある。【建設部】
- 被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊の恐れがある橋梁、及び緊急輸送道路の橋梁のうち路面に段差ができるなど、通行不可能となる恐れがある橋梁について、致命的な損傷を避けるため、必要に応じて橋梁の耐震化を推進する必要がある。【建設部】
- 地震対策のため、被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。【建設部】
- 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化を行うとともに、洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める必要がある。【建設部】
- 早期に緊急輸送道路をはじめとする道路の機能を確保するため、関係機関と連携し、迅速に道路啓開・復旧を行う必要がある。【建設部】

(b.港湾機能の強化)

- 東播磨港における港湾施設の多発的同時被災による能力不足、船舶の被災による海上輸送機能の停止への対応を図るため、県と連携し港湾ＢＣＰの策定を進める必要がある。【建設部】

(５－５) 食料等の安定供給の停滞

脆弱性評価

(a.食品産業事業者等の災害対応力強化)

- 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通に関連する施設等の対災害強化を図る必要がある。【産業経済部】
- 農林水産業に係る生産基盤等について、農業水利施設の耐震化、保全対策、総合的な防災・減災対策を推進する。水産物の流通拠点や生産基盤施設等の耐震化等を推進する必要がある。【産業経済部】

(b.道路等の機能強化)

- 緊急時に円滑で効率的な輸送体制や避難経路を確保できるよう、幹線道路ネットワークの構築や緊急輸送道路ネットワークの整備・強化、道路環境の整備を図る必要がある。【建設部】【都市計画部】
- 都市の防災機能の強化等を目的に、市街地の幹線道路等の無電柱化を推進する必要がある。【建設部】
- 被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊の恐れがある橋梁、及び緊急輸送道路の橋梁のうち路面に段差ができるなど、通行不可能となる恐れがある橋梁について、致命的な損傷を避けるため、必要に応じて橋梁の耐震化を推進する必要がある。【建設部】

- 地震対策のため、被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。【建設部】
- 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化を行うとともに、洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める必要がある。【建設部】
- 早期に緊急輸送道路をはじめとする道路の機能を確保するため、関係機関と連携し、迅速に道路啓開・復旧を行う必要がある。【建設部】
- 既存林道の機能を維持するため引き続き林道の管理を行う必要がある。【産業経済部】

(5-6) 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

脆弱性評価

(a.水資源の有効利用等の推進)

- 渇水時に県営水道と協力できる体制を整える必要がある。【上下水道局】
- 平成6年や平成17年等に代表される渇水に備えるため、農業用水の有効利用等の取組を進める必要がある。【産業経済部】

(b.上水道の耐震化)

- 水道管路は順次耐震化を進めているが、現状での耐震化率は、基幹管路で24.2%（H30年度）、配水支管で27.3%（H30年度）にとどまっており、管路更新と合わせて耐震化を推進する必要がある。【上下水道局】

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

(6-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガス、サプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

脆弱性評価

(a.訓練の実施)

- エネルギー供給施設の災害に備え、関係機関による防災訓練を実施するとともに、ライフラインの早期復旧を図るため、実践的な訓練を実施する必要がある。【防災部】【消防本部】

(b.自立・分散型エネルギー等の導入促進)

- 長期間にわたるエネルギー供給機能の停止に備え、太陽光発電等の再生可能エネルギー、燃料電池、コージェネレーション等を導入する必要がある。【環境部】

(6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

脆弱性評価

(a.水道施設の耐震化)

- 浄水施設は順次耐震化が進めているが、現状での耐震化率は 12.1%(H30：浄水施設の耐震化率)にとどまっており、耐震化を推進する必要がある。また、水道管路は順次耐震化を進めているが、現状での耐震化率は、基幹管路で 24.2% (H30 年度)、配水支管で 27.3% (H30 年度)にとどまっており、管路更新と合わせて耐震化を推進する必要がある。【上下水道局】

(b.広域的な応援体制の整備)

- 大規模水道災害時に被災した水道施設を速やかに復旧するために、「兵庫県水道災害応援に関する協定」を締結して広域的な応援体制を整備するとともに、県内の水道事業者が定期的に集まり相互応援体制の確認を行っている。【上下水道局】

(6-3) 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

脆弱性評価

(a.下水道施設の耐震化)

- 日常生活に欠くことのできない下水道施設の長期間にわたる機能停止を防止するため、耐震化を実施する必要がある。【上下水道局】

(b.下水道施設の老朽化対策)

- 下水道施設の老朽化に対するストックマネジメント計画を策定 (H30) しており、これに基づく老朽化対策を着実に推進する必要がある。【上下水道局】
- スtockマネジメント計画について5年ごとに見直す。【上下水道局】

(c.農業集落排水施設の老朽化対策)

- 農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断は実施 (R1) しており、診断に基づく最適整備構想を策定し、これに基づく老朽化対策を着実に推進する必要がある。【上下水道局】

(d.浄化槽の老朽化対策)

- 浄化槽については、老朽化した単独処理浄化槽（トイレ排水のみを処理）から災害に強い合併処理浄化槽（家庭排水全般を処理）への転換を促進する必要がある。また、浄化槽台帳を整備し、設置・管理状況を把握する必要がある。【環境部】

(6-4) 交通インフラの大規模かつ長期間にわたる機能停止

脆弱性評価

(a.道路交通機能の強化)

- 緊急時に円滑で効率的な輸送体制や避難経路を確保できるよう、幹線道路ネットワークの構築や緊急輸送道路ネットワークの整備・強化、道路環境の整備を図る必要がある。【建設部】【都市計画部】
- 被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊の恐れがある橋梁、及び緊急輸送道路の橋梁のうち路面に段差ができるなど、通行不可能となる恐れがある橋梁について、致命的な損傷を避けるため、必要に応じて橋梁の耐震化を推進する必要がある。【建設部】
- 地震対策のため、被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。【建設部】
- 早期に緊急輸送道路をはじめとする道路の機能を確保するため、関係機関と連携し、迅速に道路啓開・復旧を行う必要がある。【建設部】
- 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化を行うとともに、洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める必要がある。【建設部】
- 発災後、民間プローブ情報の活用等により道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送路啓開に向けて、関係機関等の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。【防災部】【建設部】
- 既存林道の機能を維持するため林道の管理を行う必要がある。【産業経済部】

(6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全

脆弱性評価

(a.水資源の有効利用等の推進)

- 平成6年や平成17年等に代表される渇水に備えるため、農業用水の有効利用等の取組を進める必要がある。【産業経済部】

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

(7-1) 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

(a. 警察、消防の災害対応力強化)

- 二次災害発生防止のため、関係機関が連携して、住民を迅速かつ的確に避難誘導する必要がある。【防災部】
- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や、訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。【消防本部】
- 地域の特性や様々な災害現場に対応した合同訓練を実施し、災害対応業務の実効性を高める必要がある。【消防本部】
- 「加古川市地域防災計画（地震対策編）」等に基づき、関係機関や部隊間の連携を実質的に機能させるための各種訓練を実施する必要がある。【消防本部】
- 消防に関する事項についての指導、助言等により、市の消防力強化を促進する必要がある。【消防本部】

(b. 密集市街地の改善)

- 大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地の改善のため、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等の取組を官民連携して実施する必要がある。【建設部】【都市計画部】
- 大規模火災に対応するために、耐震性を有する防火水槽の整備を推進する必要がある。【消防本部】

(c. 道路交通機能の強化)

- 緊急時に円滑で効率的な輸送体制や避難経路を確保できるよう、幹線道路ネットワークの構築や緊急輸送道路ネットワークの整備・強化、道路環境の整備を図る必要がある。【建設部】【都市計画部】
- 被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊の恐れがある橋梁、及び緊急輸送道路の橋梁のうち路面に段差ができるなど、通行不可能となる恐れがある橋梁について、致命的な損傷を避けるため、必要に応じて橋梁の耐震化を推進する必要がある。【建設部】
- 地震対策のため、被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。【建設部】
- 発災後、民間プローブ情報の活用等により道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送路啓開に向けて、関係機関等の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。【防災部】【建設部】
- 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化を行うとともに、洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める必要がある。【建設部】

(7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生

脆弱性評価

(a.コンビナート災害の発生・拡大防止)

- 石油コンビナートからの火災・有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活・経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、特別防災区域を管轄する防災関係機関等による防災体制の充実強化を図る必要がある。特に、災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する必要がある。【防災部】【消防本部】

(b.危険な物質を扱う施設の耐震化)

- 耐震設計基準に基づく耐震性能を保有するものとして、特に地震によるリスクが高いと考えられる既存設備については、最新の基準に適合するよう、改修等を進める必要がある。【消防本部】

(7-3) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

脆弱性評価

(a.住宅・建築物の耐震化)

- 住宅・建築物（住宅の耐震化率 81.1%(H25)、多数建築物の耐震化率 87.8% (H27)）については、耐震化の必要性に対する認識が不足していること、耐震改修の経済的負担が大きいことから、意識啓発活動等の対策、耐震診断や耐震改修等への助成を推進する必要がある。【都市計画部】
- 緊急輸送道路沿道建築物の倒壊を防ぐため、耐震化を促進する必要がある。【都市計画部】
- 学校施設等については、耐震改修が完了しているが、老朽化等に対応し、防災機能を強化するため、計画的な予防保全及び長寿命化改修等を推進する必要がある。【こども部】【教育総務部】

(7-4) ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

(a.ため池等の整備)

- 老朽化が進むため池の現状を把握する定期点検や、堤高 10m 以上又は貯水量 10 万 m³以上で下流に影響が大きく未整備なため池の耐震調査を引き続き実施し、それに基づく計画的な改修を進める必要がある。【産業経済部】

(b.台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化)

- 災害には上限がないこと、様々な部署が関係することを踏まえ、関係各課が連携して情報収集・発信体制を整備するとともに、警戒避難体制整備等のソフト対策を進める必要がある。【企画部】【防災部】
- ため池が決壊する可能性がある場合や決壊した場合に、迅速かつ安全に避難し、人命被害を最小限にするため、ハザードマップの作成及び周知するほか、該当するため池を周知する必要がある。【防災部】【産業経済部】

(c.山地防災・土砂災害対策)

- 土砂災害警戒区域に指定された箇所について、特に危険な個所の定期的なパトロールを実施するとともに、関係機関との速やかな情報共有ができる体制を構築する必要がある。【建設部】

(7-5) 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

脆弱性評価

(a.有害物質取扱事業者の災害対応力強化)

- 石油コンビナートからの火災・有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活・経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、特別防災区域を管轄する防災関係機関等による防災体制の充実強化を図る必要がある。特に、災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する必要がある。【防災部】【消防本部】
- 有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境等への影響を防止するため、有害物質の管理や流出の未然防止対策を実施するよう工場・事業場等に指導するとともに、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進する必要がある。【防災部】【環境部】

(7-6) 農地・森林等の被害による市域の荒廃

脆弱性評価

(a.農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地や農業水利施設等については、地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動等による保全管理が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、地域の主体性・協働力を生かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。【産業経済部】

(b.災害に強い森づくりの推進)

- 近年、局地的豪雨による森林被害が発生していることから森林の防災機能向上を図る必要がある。【産業経済部】

(c.適切な公園施設の整備・長寿命化対策)

- 地震等により、老朽化した公園施設が破損し、公園利用者に被害を及ぼすことが想定されるため、公園利用者が安心して公園を利用できるよう、老朽化した公園施設の改修を行うことが必要である。【建設部】

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

（８－１）大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価

（a.災害廃棄物処理）

- 災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。【環境部】
- 民間事業者と応援協定を締結する必要がある。【環境部】
- 災害廃棄物処理計画を策定するとともに、教育訓練により計画の実効性の向上を図る必要がある。【環境部】【防災部】

（b. 廃棄物処理施設の整備）

- 廃棄物処理の安定性を確保するためにも、計画どおり令和４年度から運営を開始できるよう広域ごみ処理施設の建設を進めるとともに、運営開始後については、施設を安定的に稼働できるよう、適正な整備を行う必要がある。【環境部】
- 事業主体である高砂市をはじめとした関係市町との情報共有、相互連携を図る必要がある。【環境部】

（８－２）復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

脆弱性評価

（a.人材の育成、確保）

- 大規模災害が発生した際、災害対応のノウハウや専門家職員の不足、庁舎の被災などにより初動・応急対策を迅速かつ確に実施することが困難となることから、被災自治体に対し、災害対応の知識や経験を持つ市職員などを派遣して、被災者対策など当該市町が行う応急対策について支援する職員・資機材・装備の充実を図る必要がある。【防災部】

（８－３）広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価

（a.浸水への対策）

- 津波の到達時間が短い地域等において、津波発生時に^{りゅうこう}陸閘等を迅速・確実に閉鎖することにより、浸水被害の軽減を図る必要がある。【建設部】
- レベル２津波が越流する区間の防潮堤等について、水たたき補強、基礎部補強など、できるだけ壊れにくい構造へ強化を図る必要がある。また、地震動により防潮堤等の沈下が著しい箇所において、機能が損なわれないよう、沈下対策の推進が必要である。【建設部】
- 耐震診断の結果、耐震対策が必要な防潮水門について、耐震補強の促進が必要である。【建設部】
- 大規模自然災害により浸水被害の発生が懸念される下水道施設は、浸水対策を推進する必要がある。【上下水道局】

(8-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

脆弱性評価

脆弱性評価

(a.文化財等の耐災害性の向上)

- 文化財の耐震化、防災設備の整備等が必要である。【教育指導部】
- 博物館における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめる取組を実施する必要がある。【市民協働部】

(b.地域の防災組織の活性化)

- 大災害の発生の際、警察、消防等がすぐに十分な救出・救助活動ができない場合には、最初に災害に対応するのは、住んでいる地域のコミュニティであることから、市民一人ひとりが「自助」「共助」の精神を持ち、災害に対する正しい知識を身に付け、災害に備える必要がある。【防災部】

(c.地域の防災人材の育成)

- 災害が起きたときの対応力を向上するために、防災・危機管理担当部局のほか、各部局の職員が災害対策に必要な事項を体系的に習得する必要がある。【防災部】

(d.こころのケア体制の強化)

- 平時から災害時のこころのケア対応に関する知識の習得やスキルの向上に努めると共に、受援体制を整備する必要がある。【健康医療部】

(e.災害ボランティア活動支援体制の整備)

- 近年頻発する集中豪雨や今後懸念される大震災等、大規模災害が発生した際の復旧・復興活動にはボランティアによる活動支援が不可欠であるため、災害時には、災害ボランティアセンターを速やかに立ち上げ、円滑な運営ができるよう備えるとともに、災害ボランティアの裾野の拡大や、災害ボランティアを社会全体で支える仕組みの創設が必要である。【防災部】【市民協働部】

(8-5) 事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価

(a.地籍調査の実施)

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となるが、予算や人員の制約等から、平成4年度から休止状態である。なお、加古川市の地籍調査進捗率は50%である。【産業経済部】

(8-6) 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響

脆弱性評価

(a.災害発生時における国内外への情報発信)

- 災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。【企画部】【防災部】

(b.失業者に対する早期再就職支援)

- 失業者に対する早期再就職支援のための適切な対応を検討する必要がある。【産業経済部】

横断的分野別

1 リスクコミュニケーション

脆弱性評価

(a.防災情報の適時・適切な発信)

- 災害には上限がないこと、様々な部署が関係することを踏まえ、関係各課が連携して情報収集・発信体制を整えるとともに警戒避難体制整備等のソフト対策を進める必要がある。【企画部】【防災部】

(b.防災教育の実施)

- 児童生徒の引き渡しに関するルールに基づき、実際の引き渡しについて訓練を実施する必要がある。【教育指導部】
- 全ての学校で防災訓練は実施されているが、津波や土砂災害等、地域の災害特性を踏まえ、地域と学校が連携した実践的な防災訓練等を実施する必要がある。【教育指導部】
- 全ての児童クラブで防災訓練は実施されているが、津波や土砂災害等、地域の災害特性を踏まえ、学校と連携した実践的な防災訓練等を実施する必要がある。【教育指導部】

(c.ハザードマップ等による災害危険箇所等の周知)

- 中小河川を含めた市内の河川において、適切な避難のタイミングを逸しないよう、市総合ハザードマップや各種広報を通じて住民それぞれが逃げ時を設定する必要性の周知を図るとともに、住民自らの避難判断に資する防災情報を様々な媒体で提供する必要がある。【防災部】
- ため池が決壊する可能性がある場合や決壊した場合に迅速かつ安全に避難し、人命被害を最小限にするため、ハザードマップ作成及び該当するため池を周知する必要がある。【防災部】【産業経済部】

2 人材育成

脆弱性評価

(a.地域の防災人材の育成)

- 避難意識の向上等、市民一人ひとりの自助・共助の意識を高めるため、住民に対し、防災訓練への積極的な参加を促進する必要がある。【防災部】
- 大災害では、自衛隊、警察、消防等の防災関係機関は即座には現場に駆け付けられないため、消防団や地域の防災組織の充実等を図る必要がある。【防災部】【消防本部】
- 大災害の発生の際、警察、消防等がすぐに十分な救出・救助活動ができない場合には、最初に災害に対応するのは、住んでいる地域のコミュニティであることから、市民一人ひとりが「自助」「共助」の精神を持ち、災害に対する正しい知識を身に付け、災害に備える必要がある。【防災部】
- 災害が起きたときの対応力を向上するために、防災・危機管理担当部局のほか、各部局の職員が災害対策に必要な事項を体系的に習得する必要がある。【防災部】

3 官民連携

脆弱性評価

(a.災害ボランティア活動支援体制の整備)

- 近年頻発する集中豪雨や今後懸念される大震災等、大規模災害が発生した際の復旧・復興活動にはボランティアによる活動支援が不可欠であるため、災害時には、災害ボランティアセンターを速やかに立ち上げ、円滑な運営ができるよう備えるとともに、災害ボランティアの裾野の拡大や、災害ボランティアを社会全体で支える仕組みの創設が必要である。【防災部】【市民協働部】

(b.企業等の地域防災活動への参画促進)

- 防災関連機関や公益的事業を営む企業が一堂に会する加古川市防災会議及び加古川市国民保護協議会を開催し、連携や防災・危機管理体制の充実強化を図る必要がある。【防災部】
- 避難意識の向上等、市民一人ひとりの自助・共助の意識を高めるため、住民に対し、防災訓練への積極的な参加を促進する必要がある。【防災部】
- 災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。【環境部】
- 民間事業者と応援協定を締結する必要がある。【環境部】

4 老朽化対策

脆弱性評価

(a.計画的な老朽化対策の推進)

- 公共施設（耐震化率 95.6%(R1)）については、災害時の災害応急対策の活動拠点や被災者の救護の拠点、避難所等としての重要な機能を担うことから、耐震化を推進する必要がある。【企画部】

(b.公共施設の老朽化対策)

- 学校施設等については、耐震改修が完了しているが、老朽化等に対応し、防災機能を強化するため、計画的な予防保全及び長寿命化改修等を推進する必要がある。【こども部】【教育総務部】
- 水道施設、下水道施設の老朽化対策は、将来の健全な事業経営に配慮して、アセットマネジメント計画に基づき、計画的な施設更新を進める必要がある。【上下水道局】

(c.その他老朽化対策)

- 下水道の施設について、計画的な定期点検を行うとともに、損傷等があり対策が必要な施設については、優先度に応じた修繕・更新を実施するなど、計画的・効果的に老朽化対策を推進する必要がある。【上下水道局】
- 農業集落排水施設は、農村の生活基盤を支えており、老朽化が進行すれば施設機能の低下などが懸念される。そのため、施設の効率的な補修・更新に取り組む必要がある。【上下水道局】

5 広域連携

脆弱性評価

(a.広域応援・受援体制の整備)

- 市役所庁舎が使えない場合であっても、代替施設を活用し、迅速な救助・支援及び受援体制の確立及び早期の復旧・復興体制を確保する必要がある。【防災部】

- 大規模災害時に円滑に支援を受け入れ、対策の迅速化を図ることができるよう、受援体制の整備を進める必要がある。【防災部】
- 大規模災害時の飲料水の確保として「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づく相互応援による応急給水活動を円滑に進めるため、受援体制を確立する必要がある。【防災部】
- 渇水時に県営水道と協力できる体制を整える必要がある。【上下水道局】
- 大規模災害時の飲料水の確保として「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、県内の応急給水用資機材の保有状況を共有し、相互応援による応急給水活動を円滑に進めるため、受援体制を確立する必要がある。【防災部】【上下水道局】

(b.訓練の実施)

- 災害が広範囲にわたる場合には、県内の相互応援の枠組みだけでは応援・受援が困難になることが予想される。【防災部】
- 被害が甚大で広範囲にわたる場合には、事前に決められた枠組みだけでは応援・受援が困難になることが予想される。【消防本部】